

環境・社会報告書 2016

新光電気工業株式会社



Contents

トップメッセージ	2
新光電気グループの製品・事業領域	3-4

特集：創立 70 周年を迎えて

CSR の基本方針	7-8
-----------------	-----

社会的課題への取り組み

環境への配慮 9-21 / 人権・多様性の尊重 22-23 / 労働・安全衛生 24-27	
地域社会への貢献 28-30 / 技術・ものづくりによるお客様・社会への貢献 31-32	
サプライチェーンによる社会的責任の推進 33-35	

マネジメント

コーポレート・ガバナンス 36 / コンプライアンス 37-38 / リスクマネジメント 39-41	
CSR 活動マネジメント：2015 年度活動実績および 2016 年度目標	42-45
財務・非財務データ	46-48
事業概要	49-50
重要性の評価・重要課題の選定	51
ステークホルダーとのコミュニケーション	52
編集方針・お問い合わせ先	53
GRI ガイドライン対照表	54-61

トップメッセージ

新光電気グループは、企業理念や大切にすべき価値観、日々の行動において守るべき規範等をまとめた「SHINKO Way」の実践を通じ、国際社会・地域社会に貢献することを目指しています。今、企業は、社会の公器として持続可能な社会の発展に寄与するため、環境・社会・ガバナンス（ESG）に配慮した事業活動を展開することが求められています。当社グループにおきましても、グループ社員がベクトルを合わせ、ESG に関するさまざまな活動を推進しています。



環境保全への取り組みにつきましては、ものづくりを行う企業の社会的責任として、経営の最重要課題に掲げ、早くより地球温暖化や省エネルギー、廃棄物削減等の施策を実施してまいりました。限りある資源・エネルギーを、事業活動においてより効率的に活用すべく、2013年度からは資源・エネルギー低減化プロジェクトを立ち上げ、高い目標にチャレンジすることにより、従来の活動のレベルアップをはかっています。人権、安全衛生をはじめとする諸課題につきましても、各推進部門において「SHINKO Way」に沿った目標を設定し、継続的な活動を展開するとともに、お取引先の皆様にも、当社グループの取り組みにご理解、ご協力をいただき、サプライチェーン全体で社会的責任を推進することを目指しています。

また、当社グループが持続的に成長し、社会に貢献し続ける基盤となるものとして、コーポレート・ガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底、リスクマネジメントの推進にも注力しています。本年6月には、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実をはかることを目的として、当社は、定時株主総会の決議を経て、これまでの監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

今後、これらの取り組みをより実効性あるものとするため、ステークホルダーの皆様からのご期待やご意見を、当社グループにおける活動に反映させ、その充実をはかり、企業価値の一層の向上につなげてまいり所存です。皆様におかれましては、ここにご紹介する新光電気グループの取り組みにご理解をいただき、一層のご支援とご鞭撻をいただければ幸いです。

当社は、今年、創立70周年を迎えました。戦後の混乱期における創業時より、幾多の苦難を乗り越え今日を迎えることができましたのも、お客様やお取引先、株主や地域の皆様をはじめとする多くの方々のご支援によるものと、改めて感謝申し上げます。

70周年を機に、さらなる飛躍を期すとともに、皆様から信頼される企業であり続けるべく、今後も豊かな社会づくりに貢献してまいります。

新光電気工業株式会社
代表取締役社長

清水満晴

新光電気グループの製品・事業領域

製品紹介

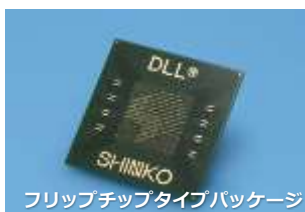
1946年9月に設立された当社は、創業当初の主な事業である家庭用ランプのリサイクルに始まり、電話交換機用ランプ、そして、半導体分野へ進み、半導体パッケージの総合メーカーへと展開してまいりました。

ランプ事業で培われた真空技術、金属材料の加工技術、ガラス封止技術、これらを深化させたテクノロジーは、当社グループの多彩な半導体パッケージの製品群の開発・製造にいかされています。

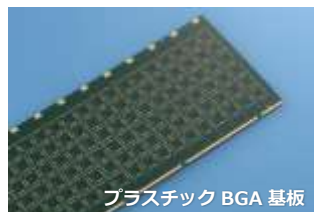
◆プラスチックラミネートパッケージ

パッケージの高速化・高密度実装へのニーズに対応して生まれたのが、有機樹脂材料を用いたプラスチックラミネートタイプのICパッケージです。

主に、パソコンやサーバーのMPU、各種マイコン、メモリ、ASIC、グラフィックアクセラレータ、車載向けなどに使用されています。



フリップチップタイプパッケージ



プラスチック BGA 基板

◆コンポーネント

高い気密性とすぐれた電気特性をもつガラス端子は、半導体レーザーや車載向けセンサーに採用されています。

また、半導体製造装置用のセラミック静電チャックやICチップの熱を効率よく放散させるヒートスプレッダー等の製造を行っています。



各種ガラス端子



セラミック静電チャック

◆リードフレーム

リードフレームは、薄い金属板を用いた汎用性の高いICパッケージで、各種マイコン、メモリ、ASICなどに使用されています。微細なチップに対応した超ファインピッチリードフレームや小型・薄型化に対応したQFN、メモリ向けLOC、高い放熱性が要求される車載やパワーIC向け高放熱性リードフレームなどがあります。



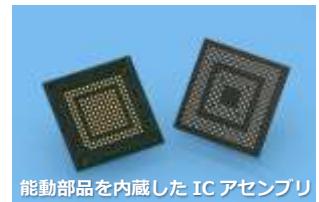
超ファインピッチリードフレーム



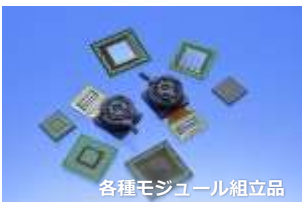
QFN タイプリードフレーム

◆IC アセンブリ

半導体の高性能・多機能化、小型化などの要求に対応した半導体デバイスの受託加工を行っています。高速化・小型化にすぐれたフリップチップアセンブリや能動・受動部品を内蔵したICアセンブリ、複数のICチップや受動部品を搭載した各種モジュールなどの組立てを行っています。



能動部品を内蔵した IC アセンブリ



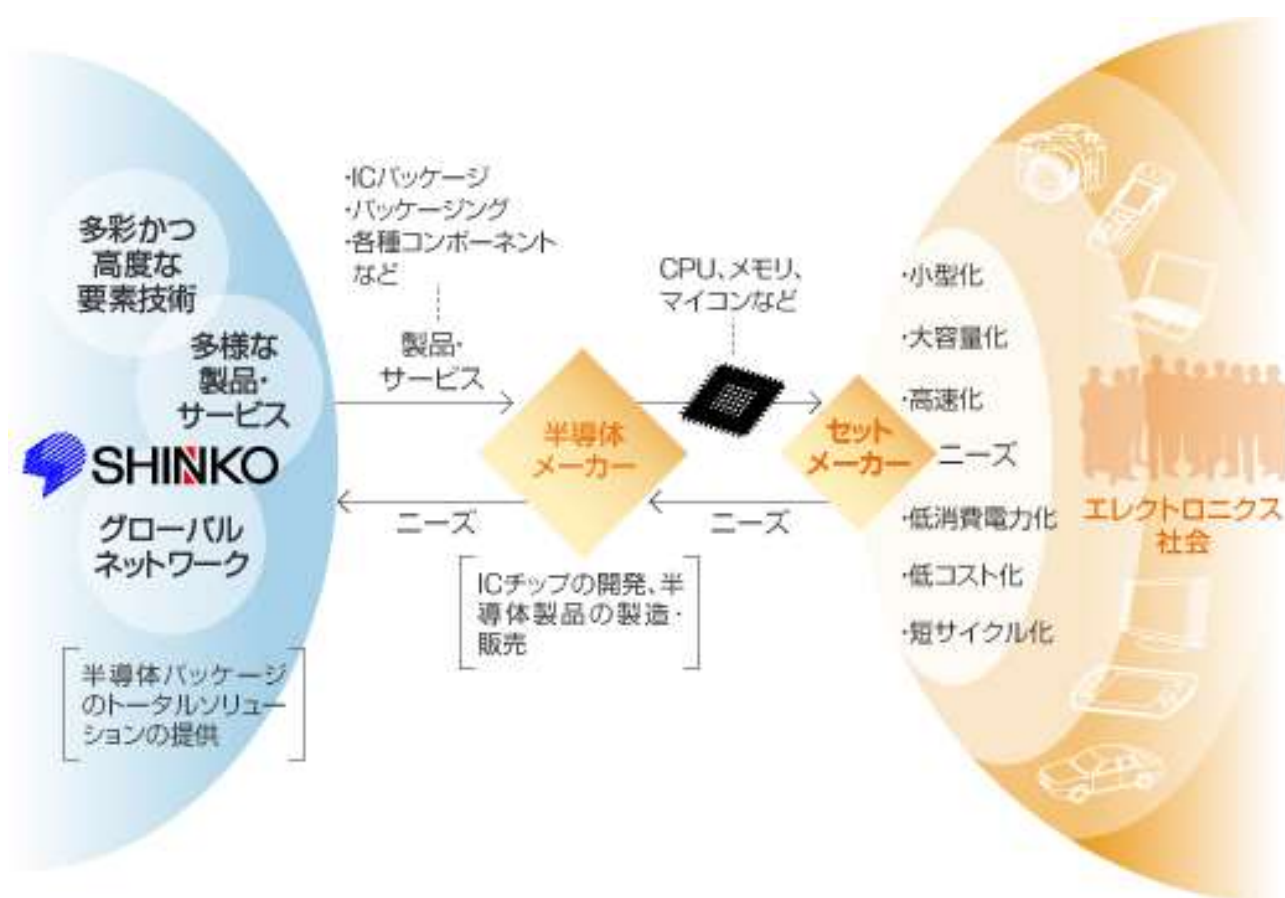
各種モジュール組立品

新光電気グループの事業領域

◆人々の未来をつないでいます

パソコン、携帯端末、デジタル家電など、人々の生活を豊かに彩るエレクトロニクス製品は、現代社会に欠かせない存在となっています。これら製品の頭脳ともいえる IC チップには、さまざまな機能や情報が凝縮されています。この IC チップを他のデバイスと電気的に接続し、その能力を最大限に引き出す役割を果たすのが半導体パッケージです。

新光電気グループは、半導体パッケージの総合メーカーとして、世界中の半導体メーカーやエレクトロニクスメーカーから寄せられる、小型化・高機能化などのニーズに応えることで、人々の生活をより豊かにする製品づくりに貢献しています。



創立 70 周年を迎えて



1946 年（昭和 21 年）9 月に設立された当社は、今年 9 月をもって創立 70 周年を迎えました。

お客様、お取引先、株主や地域社会の方々をはじめとする皆様のご支援に対し、改めて感謝申し上げます。

会社設立の背景や創業時から今日まで受け継がれる精神、ならびに 70 周年記念事業の一部についてご紹介します。

疎開工場をルーツとする創業

当社創業の歴史は、戦時中戦火を避け長野市に疎開していた富士電機製造株式会社（現・富士電機株式会社）研究部長長野分所に遡ります。戦争終結に伴い、長野分所は閉鎖する運命にありましたが、当時富士電機製造の研究部長およびその部下の工場長として長野分所の事業運営にあっていた両名が、長野分所で勤務していた社員の雇用を守るとともに、技術や設備の散逸を防ぐため、富士電機製造を退職し、家庭用電球の再生工場として操業を継続することを決意しました。こうして、1946 年（昭和 21 年）2 月、社員約 60 名の合資会社長野家庭電器再生所として、当社は企業としてのスタートを切りました。そして、同年 9 月には、新光電気工業株式会社に改組・改称され、当社はここに第一歩を踏み出しました。

創業時に培われた家庭用電球の再生における技術は、以後の各種ランプ製造への製品展開やガラス端子の開発・製造、さらには半導体パッケージ分野への展開にあたって技術的な基盤となりました。これらの技術は、現在も新光電気グループにおけるキーテクノロジーとして受け継がれています。

リサイクルからスタートした事業

使えなくなった電球の再生、いわばリサイクル事業からスタートした当社ビジネスでしたが、創業以来今日に至るまで、リサイクルを含めた環境への配慮を経営の最重要課題の一つと位置づけ、事業を展開してきました。当社グループにおいては、海外の製造拠点も含め、製造工程において発生する廃水や排熱、排気等の再利用（リサイクル）にも早くから取り組んできました。

また、ものづくりを行う企業の責務として地球環境と企業活動との調和を果たすべく、1994 年に環境憲章（現・環境方針）を制定し、環境負荷の少ない製品・製造プロセスの開発等をはじめさまざまな環境保全活動を、当社グループ全体において展開しています。

年月	主な出来事（新光電気）
1946年 2月	合資会社長野家庭電器再生所設立
1946年 9月	新光電気工業株式会社に改組・改称
1949年 11月	電気通信省（現・NTT）に 2 号型ランプ納入開始
1953年 5月	ガラス端子の製造・販売開始
1957年 6月	富士通の資本参加を得て資本金増資、半導体分野への展開をはかる
1957年 12月	栗田工場開設（長野県長野市）
1960年 9月	新光電気労働組合結成
1963年 6月	更北工場開設（長野県更北村～現・長野市）
1967年 1月	社章（SDマーク）制定
1968年 4月	リードフレームの製造・販売開始
1974年 10月	労働大臣より労働衛生管理努力賞受賞
1978年 9月	新井工場開設（新潟県新井市～現・妙高市）
1979年 7月	ICの組立・販売開始 従業員数が1,000名を超える
1980年 9月	高丘工場開設（長野県中野市）
1984年 3月	従業員数が2,000名を超える
1984年 12月	東京証券取引所市場第二部に株式上場
1985年 4月	従業員数が3,000名を超える
1988年 8月	フロンガス対策委員会設置（'92年オゾン層保護対策委員会、'93年環境対策委員会に改称）
1990年 4月	新シンボルマーク/ロゴマーク制定
1991年 11月	若穂開発センター（現・若穂工場）開設（長野県長野市）
1992年 4月	従業員数が4,000名を超える
1993年 12月	京ヶ瀬工場開設（新潟県京ヶ瀬村～現・阿賀野市）
1994年 1月	環境憲章制定（'02年環境方針へ改称）
1995年 4月	プラスチック・ラミネート・パッケージ（PLP）の製造・販売開始
1996年 9月	東京証券取引所市場第一部に株式上場 創立50周年記念式典開催
2001年 10月	「環境経営報告書」発行（'13年「環境・社会報告書」に改称）
2002年 2月	新光開発センター開設（長野県長野市）
2004年 4月	環境対策委員会を改編、環境委員会・環境対策実行委員会を設置
2004年 7月	栗田総合センター（旧栗田工場）落成
2010年 5月	SHINKO Way制定
2013年 4月	GBS（Global Business Standards）運用開始
2016年 6月	監査等委員会設置会社へ移行



創業時からの精神を受け継ぐ

戦後の混乱期においても社員の雇用を守ることを最優先した創業の精神を受け継ぎ、拠点が所在する地域に根ざした事業展開を経営の根幹に置き、今日まで事業を行ってきました。また、常に「人への温かさ」を念頭に置き、社員一人ひとりが働きがい・生きがいを持って働くことができる職場環境づくりにも取り組んできました。

今後も、地域社会・国際社会において信頼される企業であり続けることを目指し、地域のニーズに即した社会貢献活動や地域行事への協賛等、多様な活動を通じて引き続き地域へ貢献してまいります。



〔長野家庭電器再生所の看板〕

〔70周年を記念して植樹された大島桜
(栗田総合センター)〕

創立 70 周年記念社会貢献活動

創立 70 周年にあたり、各種記念事業を実施しました。その中から、社会貢献活動についてご紹介します。

森林（もり）の里親促進事業

長野県が推進する「森林（もり）の里親促進事業」の一環として、今年 6 月、長野県飯綱町において労働組合との共催による植樹を実施しました。当日は、80 名を超す社員とその家族が参加し、湖近くの遊歩道脇に、計 800 本の山桜、こぶし、コナラの苗木を植樹しました。遊歩道の上部には、新たに「あずまや」も設置し、散策や森林浴の休憩所として、今後の利用が期待されます。

参加者の声（資材調達統括部 渡辺強）

今回娘と一緒に、初めて植樹に参加しました。蒸し暑い気候や傾斜地という条件のため、予想していたより大変な作業でしたが、親子で自然とふれあうことができる良い機会となりました。
子どもの成長にあわせて、植樹した木が将来豊かな森に育つことを楽しみにしています。



工場周辺の美化活動

毎年 6 月に各工場周辺の美化活動を実施していますが、今回は範囲を拡大し、周辺の幹線道路、生活道路などのゴミ拾いや土手・河川沿いの草刈り、枯れ枝整理等を実施しました。
全工場合わせて 300 名近い社員が活動に参加しました。

参加者の声（環境管理統括部 竹内梢）

職場の同僚と美化活動に参加しました。車で通っていると気がつきませんが、煙草の吸殻やゴミが近隣の道路や道路脇の側溝にかなり見受けられました。こうした活動を継続的に行うことにより、クリーンな状態を維持するとともに、意識やマナーの向上にもつながると思います。



CSRの基本方針

新光電気グループが創業当初より重んじてきたことは、発想と行動の原点をお客様に置き、より良いものづくりを行うこと、また、人材を育成すること、質素節約を徹底すること、夢（ロマン）を追い求めること、そして地域に貢献することです。

多くの社員によって実践されてきたこの精神を基本とし、2010年5月にSHINKO Wayを制定しました。新光電気グループのCSRは、SHINKO Wayの実践です。SHINKO Wayの実践を通じ、グループとしてのベクトルをあわせ、社員一人ひとりの力を結集し、企業価値を持続的に向上させてまいります。

SHINKO Way

SHINKO Wayは、社会における新光電気グループの存在意義、大切にすべき価値観および日々の活動において社員一人ひとりがどのように行動すべきかの原理原則を示したものです。

SHINKO Wayを実践することによって、お客様、お取引先、株主・投資家、地域社会の皆様ならびに社員等、ステークホルダーの方々との調和をはかるとともに、ものづくりを通じて、世界中の人々の豊かな生活を支え、社会の健全な発展に寄与することを目指しています。

◆SHINKO Wayの体系

SHINKO Wayは企業理念、企業指針、行動指針、行動規範の四要素から成り立っています。



企業理念
創業者精神

企業理念

技術力

ものづくり

発展性

国際性

温かさ

創業者精神

質素倏約

現場主義

片手にロマン、片手にソロバン

温かさ

企業指針

目指します

社会・環境	社会に貢献し地球環境を守ります
利益と成長	お客様、社員、株主の期待に応えます
株主・投資家	企業価値を持続的に向上させます
グローバル	常にグローバルな視点で考え判断します

大切にします

社員	多様性を尊重し成長を支援します
お客様	かけがえのないパートナーになります
お取引先	共存共栄の関係を築きます
技術	新たな価値を創造し続けます
品質	お客様と社会の信頼を支えます

行動指針

良き社会人	常に社会・環境に目を向け、良き社会人として行動します
お客様起点	お客様起点で考え、誠意をもって行動します
三現主義	現場・現物・現実を直視して行動します
チャレンジ	高い目標を掲げ、達成に向けて粘り強く行動します
スピード	目標に向かって、臨機応変かつ迅速に行動します
チームワーク	組織を超えて目的を共有し、一人ひとりが責任をもって行動します

行動規範

- 人権を尊重します
- 知的財産を守り尊重します
- 法令を遵守します
- 機密を保持します
- 公正な商取引を行います
- 業務上の立場を私的に利用しません

環境への配慮

美しい地球環境が次世代へと受け継がれるよう、新光電気グループは、環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、全社において目標を設定し、計画的かつ継続的に活動を展開しています。

環境方針

次世代へ引き継ぐ豊かな環境と豊かな社会への貢献を目指し、地球環境に対する私たちの責務を環境方針として掲げています。

環境方針

SHINKO Way の理念に基づき、地球環境と企業活動の調和をはかり、「ものづくり」を通じて地球環境の維持向上に貢献する。

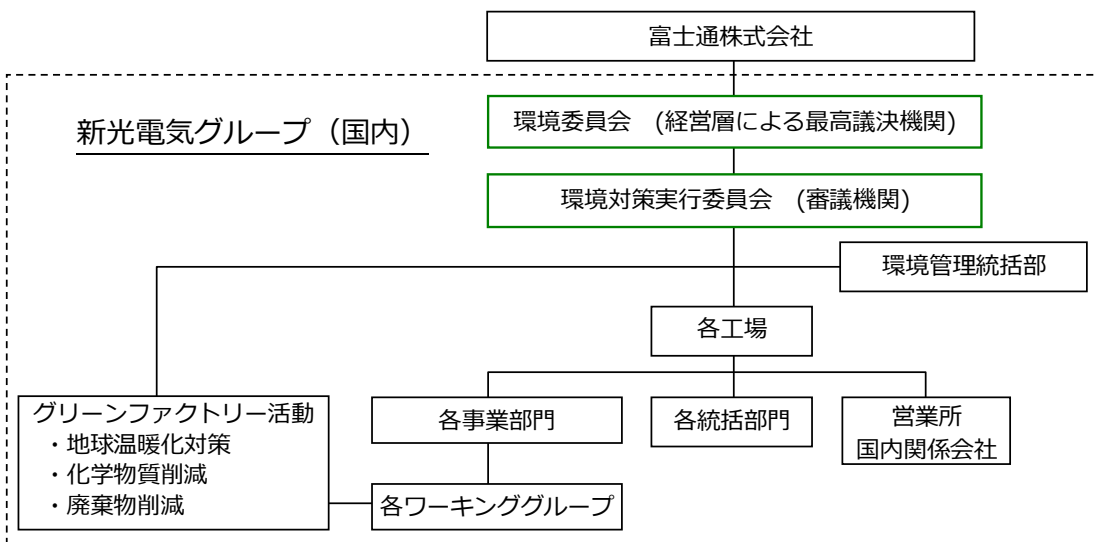
【 行動指針 】

1. 環境課題は事業継続の根幹と考え、環境負荷を低減する。
2. 自然環境の汚染と健康被害につながる環境リスクを予防する。
3. 国内外の環境規則および要求事項を順守し、社会的責任を遂行する。
4. 環境パフォーマンスを向上させるため、環境マネジメントシステムの継続的改善をはかる。
5. 気候変動対策や生物多様性保全、資源の有効利用などの地球環境保全に貢献する。

この環境方針を達成するために環境目的・目標を設定するとともに、環境方針および環境目的・目標の見直しを年1回以上行う。

推進体制

新光電気グループ（国内）は、ISO14001 の認証を富士通グループ統合認証によって取得しています。事業部ごとに目標値を設定し、環境負荷低減活動を事業活動の中に取り込み推進しています。



環境マネジメントシステムの維持・改善

◆環境教育

社員一人ひとりが常に環境に配慮した行動をとり、良き企業市民として継続的な活動を行うため、社員全員を対象とした一般従業員教育（2年毎）および専門技術・技能者に特化した環境業務従事者教育（毎年）を実施しています。

また、入社時の環境教育では、当社における環境への取り組みや企業活動と生物多様性とのかかわりのほか、一般的な省エネ活動の中から自ら実践する項目を決め実践を宣言するなど、独自の教育プログラムを実施しています。

◆環境啓発活動

毎月社員向けに、季節にあわせた身近なエコロジーテーマや、電子機器製品中に規制される化学物質等の法律（RoHS 指令等）の動向等といった専門的な話題、当社を取り巻く環境課題や達成しなければならない目標など、さまざまな情報を発信しています。特に省エネルギーについては、エネルギー低減化プロジェクト活動の活性化と情報共有を目的に、省エネアイテムを見つける際のキーワードや具体的な活動・事例をわかりやすく紹介する「省エネニュース」を年5回発行しています。

また、環境部門ホームページでは、環境部門からの一方的な情報発信にならないよう、社員から意見・要望を自由に投稿してもらうコーナーを設け、寄せられた意見・要望については本人への回答はもとより、ホームページ上で公開するなど、情報共有をはかっています。

◆環境関連法規制への対応

新光電気グループ（国内）に適用される環境関連法規制の中から常に順守状況を把握するべきものとして約50の法令、約80の県市条例、約20のその他要求事項（公害防止協定、業界指針、顧客からの環境要求等）を登録し、定期的な最新情報の入手をしています。

◆環境関連法規制の順守状況

環境関連法規制のうち、届出や報告義務のある事項については、測定や四半期毎の順守状況確認等を実施しています。

さらに、富士通グループ内部環境監査では順守評価の有効性を確認するなど、適用される環境関連法規制への適正な対応をはかっています。

2015年度、新光電気グループ（国内）における環境事故・環境関連法規制違反、行政からの要請・指導や環境に関する罰金、訴訟等はありませんでした。

◆社内内部環境監査

当社では、被監査部門を内部監査対象部門とセルフチェック対象部門に分け、内部監査とセルフチェックを1年毎に入れ替えて実施しています。内部監査は、内部監査員がその部門に行って確認をしますが、セルフチェック方式は、チェックシートへ回答することで、自部門の問題点と改善点を見つけ出し自発的な改善を促す取り組みです。

2015年度は全97部門中44部門に対して内部監査を実施しました。『観察』9件の指摘事項がありましたが、すべて是正処置と運用改善を行いました。

【監査結果】

内容	件数	対応内容
観察	9件	すべて是正処置 および運用改善実施済
改善の機会	12件	改善済
良かった点	43件	社内電子掲示板へ掲載

『改善の機会』は指摘事項ではなく、さらにシステムが向上できる改善提案です。

『良かった点』は、他部門の模範となるような事項が多く含まれているため、各部門での活動の参考になるよう内部監査結果とあわせて全社員が閲覧できる社内電子掲示板に掲載しています。

2015年度のセルフチェックは43部門に対して実施しましたが、特に問題は発見されず、環境マネジメントシステムのPDCAが確実に機能していると判断されました。

なお、内部監査およびセルフチェック対象以外の10部門は、富士通グループ内部環境監査を受けました。

◆富士通グループ内部環境監査

2015年度の富士通グループ内部環境監査は、本社および全工場（5工場）に対し、環境マネジメントシステム、順法、プラント、部門（サンプリング10部門）の監査項目について実施されました。観察5件の指摘事項がありましたが、すべてについては是正処置と運用改善を行いました。

◆マネジメントレビューの結果

<2014年度マネジメントレビューに対する2015年度のフォローアップ状況>

2014年度レビュー時のコメント	2015年度対応
1) 2015年度は、第7期環境行動計画最終年度となる。各環境目標達成、および環境負荷低減に向け、全社一丸となり活動を推進する。	各部門における第7期環境行動計画（CO ₂ ・廃棄物・グリーン調達・社会貢献）に対して目標を達成することができた。
2) 省エネ活動は、「エネルギー使用量の半減化」を中心に推進し、確実に結果に結びつく活動として定着させる。	2014年度以降、半減化という高い目標値を達成する工場が出てきた。 （2014年度：更北・新井、2015年度：新井） また各部門間での連携をとりながら、廃熱回収等の新しい施策も実施するなど、確実な低減をはかることができた。
3) 良き企業市民として近隣環境に配慮し、環境保全活動を含めた社会貢献活動に積極的に参加し、地域社会に貢献する。	社会貢献活動への延べ参加時間 2015年度目標：3,112時間（2013年度比20%増） 実績：5,332時間（2013年度比106%増） 個人での社会貢献活動の定着とインターンシップ、工場見学の受け入れが予想以上に多く、目標を大きく上回った。

<2015年度マネジメントレビューの結果>

（環境管理統括責任者からのコメント）

- (1) 2016年度は第8期環境行動計画が始まる。
環境に配慮した事業活動を展開するとともに、富士通グループの計画に基づき、当社らしい活動を遂行していく。
- (2) エネルギーの効率的な活動は「資源・エネルギー低減化プロジェクト活動」を中心に推進し、設計段階からの省エネを盛り込み、廃熱回収、LED化等の確実に結果に結びつく施策を進める。また廃棄物排出、排水の抑制も考慮する。
- (3) 創立70周年を迎えるにあたり、さらに近隣環境に配慮し環境保全活動を含めた社会貢献活動に積極的に参加し、地域社会に貢献する。
- (4) 改正ISOでは事業目標と環境目標の統合が求められている。環境課題は事業存続の根幹・ベースと考え、環境に配慮した事業活動を展開する。

第7期環境行動計画と実績

「第7期環境行動計画」は、2013～2015年度の環境目標です。この計画に基づき、自らの事業活動に伴う環境負荷低減活動のほか、社会貢献活動への支援などに取り組んでまいりました。7期の途中、売上計画の見直しに伴う目標値変更はありましたが、最終年度にあたる2015年度ではすべての目標を達成することができました。

※ 自己評価 ○=目標達成 ×=目標未達

項目	第7期環境行動計画の目標	2015年度 目標 (第7期環境行動計画最終年)	2015年度 実績 (第7期環境行動計画実績)	自己 評価※
自らの事業活動	【エネルギー消費 CO ₂ 削減】 ・事業所におけるエネルギー消費 CO ₂ を 2015 年度末までに、2007～2011 年度平均比 11.2%増に抑制する。(売上高原単位では 33.2%増加に抑制)	2007～2011 年度平均比 11.2%増に抑制 (売上高原単位は 33.2%増に抑制)	2007～2011 年度比 9.3%増に抑制 (売上高原単位は 26.3%増に抑制)	○
	【廃棄物削減】 ・廃棄物の発生量を 2015 年度末までに 2007～2011 年度平均比 26.9%削減する。 (売上高原単位では 12.4%改善)	2007～2011 年度平均比 26.9%削減 (売上高原単位は 12.4%改善)	2007～2011 年度比 29.9%削減 (売上高原単位は 18.8%改善)	○
	【グリーン調達活動の推進】 ・お取引先との CO ₂ 排出量削減の推進。すべての領域のお取引先に CO ₂ 削減の取り組みを拡大する。	2015 年度末までに、すべての領域のお取引先に CO ₂ 削減の取り組みを拡大し、その取り組みを実施するお取引先からの調達比率を 100%とする。	調達比率 100%	○
社会貢献活動	【良き企業市民としての活動】 ・社員が社会とともに取り組む社会貢献活動を増やすよう支援する。 数値目標は活動への延べ参加時間とし、2015年度は2013年度の20%増加を目標とする。	延べ参加時間 3,112H 以上 (2013 年度実績 2,593H の 20%向上)	実績 5,332H	○
運用管理	【水資源の有効利用】 ・水の再利用や節水など、水資源の有効利用を継続する。	活動の継続	活動の継続	○
	【化学物質排出量の抑制】 ・PRTR および VOC 対象物質の排出量を 2009～2011 年度の平均以下に抑制する。	活動の継続および数値把握	活動の継続および数値把握	○
	【社会との協働】 ・生物多様性などの社会・環境課題の解決に取り組む活動を支援する。	活動の継続 使用済切手・プリペイドカード等を回収し、基金へ送付。(海外での植林の苗木となる)	活動の継続	○

環境行動計画の目標管理対象は EMS (Environmental Management Systems) 活動範囲です。

なお、第7期環境行動計画は、売上計画の見直しにより、2016年2月に目標値を見直し改版しました。

第8期環境行動計画

「第8期環境行動計画」は、2016～2018年度の環境目標です。分野ごとに3年間で達成すべき具体的な目標を設定しています。新たに掲げた主な目標は、水使用量の削減に向けた具体的な数値目標と、グリーン調達における2次取引先への活動拡張です。

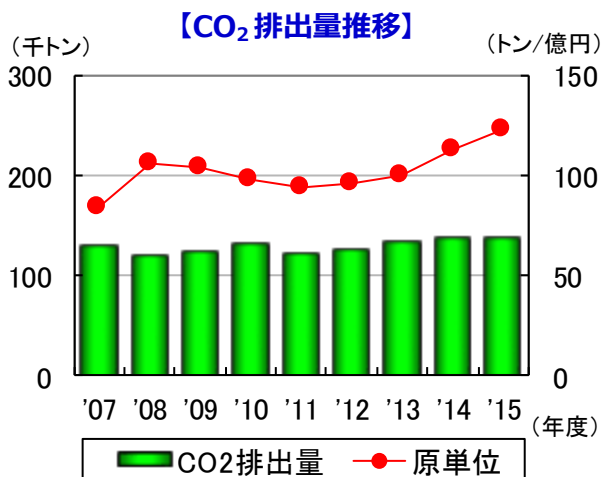
項目	第8期環境行動計画の目標	2016年度 目標
自らの事業活動	【エネルギー消費 CO₂ 削減】 ・事業所におけるエネルギー消費 CO ₂ を 2018 年度末までに、2013 年度平均比 17%増に抑制する。	2016 年度末までに、エネルギー消費 CO ₂ 排出量を 2013 年度比 10.8%増に抑制する。
	【廃棄物削減】 ・廃棄物の発生量を 2018 年度末までに 2012～2014 年度平均比 25%増に抑制する。	廃棄物の発生量を 2016 年度末までに 2012～2014 年度平均比 10.6%増に抑制する。
	【水削減】 ・水使用量を 2018 年度末までに 2014 年度比 5%分の削減施策の積み上げを行う。	水使用量を 2016 年度末までに 2014 年度比 1%分の削減施策の積み上げを行う。
	【グリーン調達活動の推進】 ・サプライチェーンにおける CO ₂ 排出量削減の取り組みを推進する。 ①2 次取引先を持つ 1 次取引先 100%への依頼・支援 ②対象取引先 100%への調査実施 ③調査票の回収率:90%	サプライチェーンにおける CO ₂ 排出量削減の取り組みを推進する。 ①2 次取引先を持つ 1 次取引先 100%への依頼・支援 ②対象取引先 100%への調査実施 ③調査票の回収率:90%
運用管理	【化学物質排出量の抑制】 ・化学物質の排出量を 2012～2014 年度の平均以下に抑制する。	活動の継続
	【社会貢献活動】 良き企業市民としての活動 ・社員が社会とともに取り組む社会貢献活動を増やすよう支援する。	活動の継続および数値把握
	【社会との協働】 ・生物多様性などの社会・環境課題の解決に取り組む活動を支援する。	活動の継続

環境行動計画の目標管理対象は EMS（Environmental Management Systems）活動範囲です。

地球温暖化対策

◆活動実績

2015年度のエネルギー使用に起因するCO₂排出量は137,070トンで2014年度とほぼ同量でしたが、売上高あたりのCO₂排出原単位は8.7%の増加となりました。主な要因は、製品の高密度化・多品種化による製造工程の複雑化や、電気炉使用等エネルギーを多く必要とする製品へのシフト、また、売上に直結しない試作、新工程立ち上げ等によるものです。



◆資源・エネルギー低減化プロジェクト

2013年度に今までの省エネルギー活動を見直し、新たに『資源・エネルギー低減化プロジェクト』を立ち上げ、「2020年度までにエネルギー使用量を半減」という高い目標を掲げて活動しています。

このプロジェクトでは、以下のような取り組みにより、2014年度・2015年度と多くの省エネ効果をあげています。

- ・役員も含めた関係者全員による製造現場での省エネ検討会やパトロールの実施
- ・製造設備省エネ設計強化
- ・削減施策の水平展開・新技術発掘 等



〔現場での省エネ検討会〕

現在活動中の具体的な施策をいくつかご紹介します。

<廃熱の回収・利用>

製造設備から排出される廃水・排気等が保有するエネルギーを回収・利用することに力を入れています。洗浄機ラインでは、特殊な熱交換器を用いて温かい廃水から熱を取り出し、供給する水を温め、給水加熱エネルギーを37%削減しました。

また、室温が高くなる工程エリアでは、ヒートポンプを用いて空気中の熱を回収・利用する検討も進めています。



〔廃熱回収熱交換機（実験機）〕

<その他の主な施策>

- ・放熱部の調査および徹底的な保温強化
- ・製造設備の待機モード化（製品加工時のみ稼働）
- ・工場に供給する冷水・空調等の設備の高効率化 等

原材料削減の取り組み

製品は、エネルギーと原材料を用いて作られ、梱包材を使って出荷されます。材料加工時に出る端材や製造過程での不良などは、それまでに投入したエネルギーや原材料を無駄にしてしまいます。これらの無駄をできるだけ減らす歩留り改善に注力しています。また、一度使用したものをリサイクルし、新たな原材料投入の削減にも取り組んでいます。

◆原材料削減事例

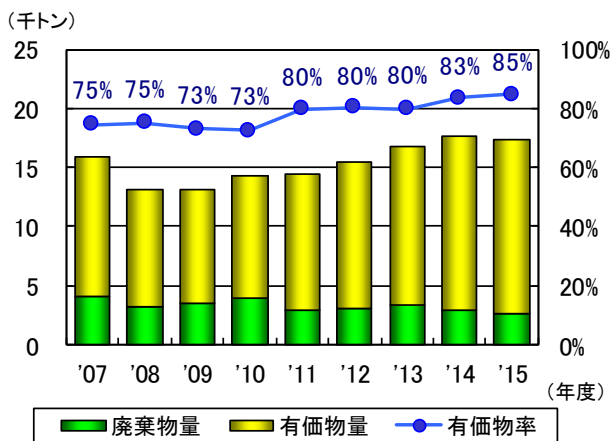
- ・端材削減や不良率低減による歩留り改善
- ・工程廃液を廃水中和剤として利用（中和用薬品削減）
- ・アルコールのリサイクル（新液使用削減）
- ・梱包材の削減
- ・間接材料のリサイクル（新品使用削減）

廃棄物削減活動

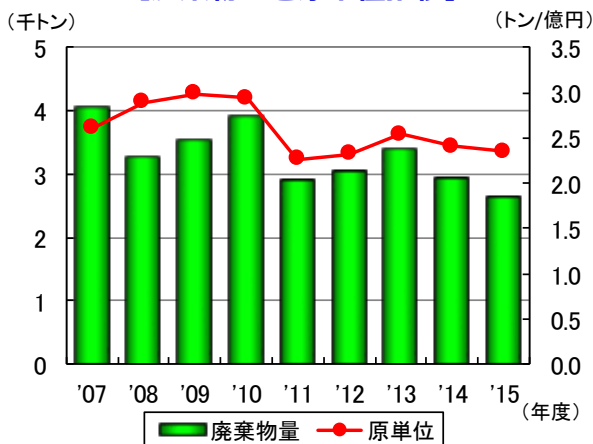
◆活動実績

2015年度の総排出物量（廃棄物量+有価物量）は、前年度までの増加傾向から約2%減少となりました。廃棄物量としては11%（298トン）削減することができ、有価物率は85%になりました。売上高あたりの排出量原単位においても2.3%改善しています。なお、廃プラ、金属等の市場価値の減少により有価物が廃棄物になる傾向がありますので、市場動向を注視しながら、今後も廃棄物の削減に取り組んでいきます。

【廃棄物量および有価物量の推移】



【廃棄物量と原単位推移】



◆トピックス

1. 前年度に引き続き、フラックス洗浄廃液の社内処理化を進め、対象工程を拡大
2. アミン系（アルカリ）廃液の社内処理化推進
3. フッ酸廃水の社内処理化

化学物質の外部排出量抑制

◆活動実績

第7期環境行動計画における化学物質の活動は、VOCとPRTRに該当する物質について外部（大気および水系）への排出量を2009～2011年度平均以下に抑制するという目標を設定し活動してきましたが、基準年度に比べ生産量の増加や、製品仕様や機種変更によりVOCやPRTR対象物質を含有する薬品等の使用量が増え、排出量実績は増加傾向となりました。2016年度よりスタートとなる第8期環境行動計画においても、排出抑制目標を掲げ排出量の削減に取り組んでいきます。

【排出実績】

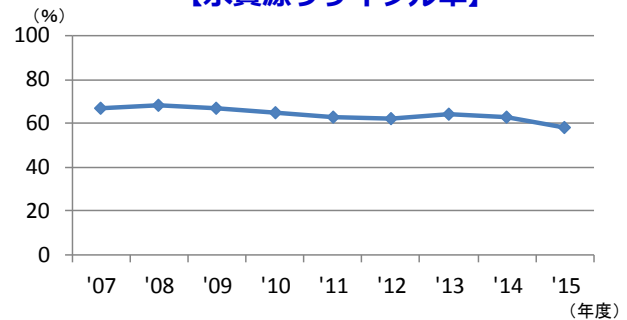
	2009～2011 年度平均 (基準年度)	2015年度	増減率
VOC	74.2 トン	78.5 トン	5.8%増
PRTR	3.4 トン	4.7 トン	38.2%増

水資源の有効利用

「水を使わない」、「少ない水で効率的に汚れを落とす」、「使った水はリサイクルする」、これが水資源の有効利用を考える際のキーワードです。

汚れの少ない水はすべて再利用をしていますが、汚れが多い水についても、ろ過装置を通すなど再利用可能な水にする技術の導入に取り組んでいます。今後もさまざまな方向から、より効率的な水の使い方を探求していきます。

【水資源リサイクル率】



環境リスク対策

◆地震対策

過去の地震による建物、ユーティリティ設備、製造設備などへの被害状況を分析し、より効果的な地震対策を実施しています。

2015年度は、地震の揺れによる建物の変形を低減させるトグル制震装置を設置しました。

今後も工場・事業所の状況に合わせた地震対策を実施していきます。



〔トグル制震装置〕

◆設備の安全対策

2013年度から重点的に取り組んでいる設備の安全対策について、2014年度に引き続き「高所作業での危険防止」のため、屋上へのフェンスの取り付け、冷却塔など設備上部への作業ステージや手摺りの設置等を行い、落下防止の安全対策をはかりました。



〔落下防止のフェンス設置〕

◆ユーティリティ設備の更新

耐用年数、エネルギー効率、供給必要量等をふまえ、計画的に更新を行っています。2015年度は若穂・更北工場の非常用発電機、高丘工場の窒素供給設備の更新を行いました。



〔窒素供給設備〕

◆緊急時対応訓練

近年多発するゲリラ豪雨や洪水等による万が一の事態に備えるため、工場への浸水防止訓練を実施しました。

従来の方は土嚢（砂袋）を積み上げるため、負荷が大きく時間もかかりましたが、今回新たに導入したチューブ式水嚢（タイガーダム）は、チューブに注水するだけのシンプルな構造で、軽作業かつ短時間での対応が可能で、訓練でも有効性の確認ができました。



〔浸水防止訓練〕

海外拠点の取り組み

当社グループの海外生産拠点においても、各国・地域状況に即したさまざまな活動を展開しています。

◆SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD. (SEW)

SEW は、2016年3月、無錫市から清潔生産認定工場に認定されました。

この認定は、中華人民共和国清潔生産促進法に基づき、環境汚染物質の産出・排出の削減を目的に、クリーンなエネルギーや原材料等の資源利用率を上げて、最終的には人類の健康および環境に対する被害を減少させる継続的な生産活動を行っている企業に授与されるものです。

ISO14001 が環境マネジメントシステム全体を対象とするのに対し、清潔生産は下記の8項目に対してより具体的な活動が審査されます。

- (1) 原材料、間接材料およびエネルギー
- (2) 技術プロセス
- (3) 設備
- (4) プロセスコントロール
- (5) 製品
- (6) 廃棄物
- (7) 管理
- (8) 社員

SEW では2012年以降推進している間接材料の回収・再利用の活動が、廃棄物の削減と資源利用率の向上につながり、清潔生産に貢献

したとして認定されました。これにより、SEWでのクリーン活動が公的にも認められました。

今後はこれらの活動を継続するとともに、他の項目でのクリーン活動にも積極的に取り組んでいきます。



(認定証)



(クリーン活動に関する講習会の様子)

◆SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.(SEM)

<照明のLED化>

SEM では、環境負荷低減の取り組みの一環として、LEDランプの導入を推進しています。

導入にあたっては、稼働時間が長い工場エリアを重点的に実施し、2016年3月末時点で22%のLED化を完了しました。

また、高温多湿となる工程では照明器具の腐食防止のため、ランプカバーをつけるなどの工夫をはかっています。



(カバーをつけたLEDランプ)

<水道の供給停止によるリスク回避>

マレーシアは、水道の供給体制がまだ不安定で、水不足による供給停止がたびたび発生しています。供給開始までに長時間を要する状況や不意の供給停止時には、工程途中の製品に多大な影響が出てしまいます。

水道の供給が停止すると、工場内で使用する純水等の供給や工程も停止するため歩留りが悪化し、投入したエネルギー、原材料等のロスにとどまらず、納期トラブルも引き起こす可能性があります。このような事態を回避し工場の安定操業を維持するため、大型の貯水タンクを設置しました。1日程度の断水では操業に影響しない水量を確保しています。



(大型貯水タンク)

◆KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (KSM)

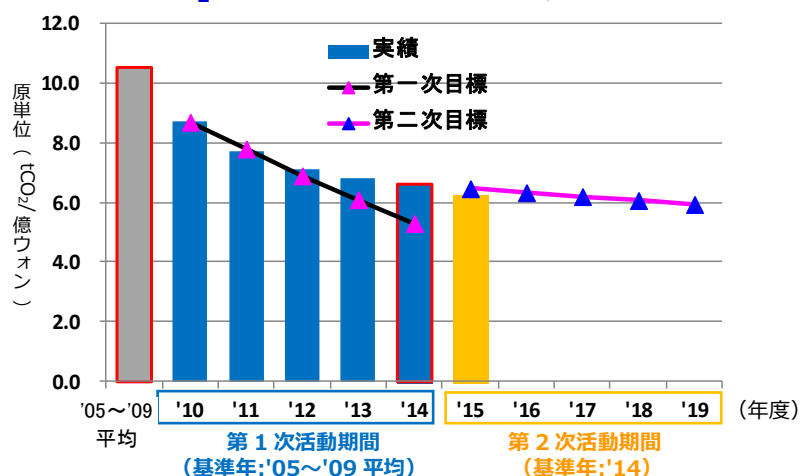
KSMでは、2010～2014年度までエネルギー半減5カ年活動（第1次活動期間）を積極的に推進してきました。引き続き削減に取り組むため、2015～2019年度を第2次活動期間とし、5年間で2014年度比10%の5.94tCO₂/億ウォン（毎年2%削減）を削減目標に活動を開始しました。

2015年度は、目標6.46tCO₂/億ウォンに対し6.26tCO₂/億ウォンとなり、達成率は103%になりました。

<主要重点活動内容>

- 1.ユーティリティ設備（空調機、洗浄塔、コンプレッサー等）のインバーター化
- 2.生産機械（溶着炉、めっき設備等）の運転方法改善
- 3.ユーティリティ設備および生産機械の高効率モーター化
- 4.照明設備の改善(LED照明導入、照明器具交換等)
- 5.ボイラーのインバーター化および低NO_xバーナーへの交換(LNG削減)
- 6.室内温度管理値の変更および社内教育での徹底管理
暖房温度:23℃→20℃、冷房温度:23℃→26℃
- 7.空調システム改善による温湿度管理の徹底
- 8.溶着2号炉の稼働率アップ(74.5%→80.8%)
- 9.NPめっき稼働率25%アップ(60.7%→70.5%)
- 10.排気炉室内の給気ファン能力の適正化
(1.5kw→0.9kw)

【CO₂排出量推移（売上高あたり原単位）】

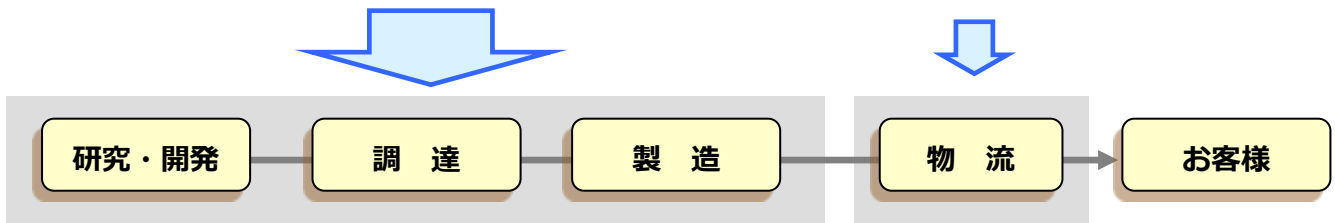


2015 年度の環境負荷

〔INPUT〕

エネルギー投入量	2,962,187 GJ	物質投入量	16,447 トン
・電力	258,363 MWh	・原材料	13,873 トン
・重油	35 千ℓ	・化学物質	2,546 トン
・軽油	1 千ℓ	・OA用紙	28 トン
・天然ガス、LPG	15,191 千m ³	水資源投入量	2,899 千m ³
・自然エネルギー	47 MWh	水資源リサイクル率	58 %

エネルギー投入量
軽油 1,632 千ℓ



〔OUTPUT〕

大気への排出		水域への排出	
・CO ₂ (Scope1)	31,912 トン-CO ₂	・排水	2,521 千m ³
・CO ₂ (Scope2)	105,154 トン-CO ₂	・BOD	244 トン
・CO ₂ 以外の温室効果ガス (Scope1)	1,435 トン-CO ₂	排出物	17,303 トン
・NO _x	20 トン	・有価物	14,671 トン
・SO _x	0 トン	・有効利用廃棄物	2,569 トン
化学物質	5 トン	・廃棄処理物	63 トン
		・有効利用率	99.6 %

大気への排出
CO ₂ 4,313 トン-CO ₂

INPUT	
エネルギー	生産活動に関わる電力、重油、天然ガスなどのエネルギー量
自然エネルギー	太陽光による発電量
水	工場等で新たに投入した水の量
原材料	製品の素材および原材料の使用量
化学物質	PRTR 対象物質の取扱量
OA紙	事務用紙の使用量
エネルギー（物流）	お客様への製品納入（国内流通分）にかかった運送エネルギー量

OUTPUT	
CO ₂	工場等で使用したエネルギーの消費に伴う二酸化炭素排出量（富士通グループ GHG プロトコルで換算） Scope1 は重油、ガス、軽油 Scope2 は電気、からの二酸化炭素排出量
CO ₂ 以外の温室効果ガス	工場等から排出された CO ₂ 以外の温室効果ガス（CH ₄ ,CF ₄ ,SF ₆ ）の GWP 換算（Scope1）
NO _x	工場等のボイラーなどから排出された窒素酸化物量
SO _x	工場等のボイラーなどから排出された硫黄酸化物量
排水	工場等から下水道や河川などに排出された水の量
BOD	工場等から排水に含まれて排出された量（BOD・・・生物化学的酸素要求量、河川の有機汚濁を測る指標）
化学物質	PRTR 対象物質の排出量
排出物	工場等で不要になった物の総排出量
有価物	排出物のうち、有価で売却した量
有効利用廃棄物	排出物のうち、リサイクル用に排出した量
廃棄処理物	排出物のうち、単純焼却および埋立てした量（ゼロエミッション対象外廃棄物も含む）
有効利用率	（有価物量 + 有効利用廃棄物量） / 排出物量
CO ₂ (物流)	お客様への製品納入（国内流通分）にかかった運送エネルギーの消費に伴う二酸化炭素排出量

※集計対象：新光電気グループ（国内）

環境への取り組みの歴史

年度	主な取り組み 等
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・工場の排熱回収および有効利用化着手 ・SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD.で「清潔生産工場」の認定取得
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期社会貢献事業 in 飯綱（労働組合主催） ・電子マニフェストの導入
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期環境行動計画を策定 ・環境配慮型の高丘工場新棟第二期工事着手 ・京ヶ瀬工場でメガソーラー稼働
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型の高丘工場新棟竣工 ・富士通グループ内で環境貢献賞受賞
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境方針」の改訂 ・富士通グループ内で環境貢献賞受賞 ・更北工場で工場排水を下水放流開始
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期環境行動計画を策定 ・更北工場でボイラー燃料をガス化
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・資源・エネルギー半減化プロジェクト発足 ・新井工場が妙高市から「心のふれあい賞」受賞 ・第一期社会貢献事業 in 鬼無里（労働組合主催）
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD.でISO14001の認証取得 ・VOC対策実施の本格始動 ・若穂工場で工場排水を下水放流開始
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期環境行動計画を策定 ・高丘工場でガスボイラー化（燃料を重油から変更） ・富士通グループ内で環境貢献賞受賞 ・各工場に地震計と通報システムを導入
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型の若穂工場新棟竣工 ・京ヶ瀬、若穂工場でガスボイラー化（燃料を重油から変更） ・新井工場が新潟県環境保全連合会より環境保全優良事業所表彰 ・新光ホームページ「環境活動」リニューアル
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの全社統合 ・若穂工場が長野県より環境配慮型企業認定 ・新井工場でガスボイラー化（燃料を重油から変更） ・EMSとグリーンファクトリー活動を融合
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・富士通グループ統合EMSの認証取得、国内の全営業所および全子会社を含め、国内全拠点の認証取得 ・開発統括部が「第1回LCA日本フォーラム激励賞」を受賞 ・栗田総合センター落成 ・環境対策委員会を改編、環境委員会と環境対策実行委員会を設置 ・第4期環境行動計画を策定

年度	主な取り組み 等
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.でISO14001の認証取得 ・LDキャップの鉛フリー化 ・更北工場が長野県高圧ガス産業大会で「県知事賞」受賞 ・部材のグリーン調達99%を達成 ・国内の全生産工場でゼロエミッションを達成
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・更北工場でISO14001の認証取得、国内全工場取得完了 ・更北工場が長野市のエコサークルで「ゴールド」認定 ・「環境方針」の制定（環境憲章改め） ・京ヶ瀬工場でゼロエミッションを達成 ・事務用品のグリーン調達100%を達成
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・環境対策委員会に「鉛フリー推進プロジェクト」と「グリーン調達推進プロジェクト」を発足 ・「SHINKOエコ21」を制定 ・更北工場でゼロエミッションを達成 ・環境報告書初発行 ・ホームページに「環境への取り組み」を開設
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.でISO14001の認証取得 ・高丘工場が長野県産業環境保全協会より「産廃有効利用促進優良事業所」表彰
1999	<ul style="list-style-type: none"> ・若穂工場でISO14001の認証取得 ・高丘工場と京ヶ瀬工場でISO14001の統合認証
1998	<ul style="list-style-type: none"> ・新井工場でISO14001認証取得 ・環境会計制度導入
1997	<ul style="list-style-type: none"> ・高丘工場が「科学技術庁創意工夫功労賞」受賞 ・高丘工場でISO14001の認証取得
1995	<ul style="list-style-type: none"> ・富士通環境問題連絡会議に参加
1994	<ul style="list-style-type: none"> ・高丘工場が長野県産業公害防止協会より「団体表彰受賞」 ・すべての塩素系有機溶剤を全廃
1993	<ul style="list-style-type: none"> ・1.1.1-トリクロロエタンを全廃 ・環境対策委員会新編成 ・「新光電気 環境憲章」を制定
1991	<ul style="list-style-type: none"> ・特定フロン全廃
1988	<ul style="list-style-type: none"> ・フロンガス対策委員会の設置

ISO14001 認証取得状況

◆国内拠点（富士通グループ統合認証登録事業所）

〔当社事業所〕

本社・更北工場 若穂工場 高丘工場 新井工場 京ヶ瀬工場 会津分室 新光開発センター

〔国内子会社〕

新光パーツ株式会社 新光テクノサーブ株式会社

◆海外生産拠点

SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.

KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.

SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD.

詳細 <http://www.shinko.co.jp/environment/ems.html>

環境会計

環境省の「環境会計ガイドライン 2005年版」および「富士通グループ環境会計ガイドライン」（富士通グループ独自の考え方に基づく推定的効果などを加味）に準拠し集計しています。

◆2015年度実績

単位：百万円

分類		主な範囲	投資額 (前年比)	費用額 (前年比)	経済効果額 (前年比)
事業 工 リ ア 内	公害防止	大気汚染防止、水質汚濁防止など	213.2 (101%)	1,945.7 (97%)	3,175.5 (105%)
	地球環境保全	省エネルギー、地球温暖化防止など	50.5 (1,629%)	1,219.6 (88%)	290.1 (173%)
	資源循環	廃棄物処理、資源の効率的利用など	0 (-%)	298.9 (99%)	6,914.9 (93%)
管理活動		ISO14001、環境教育、環境保全など	9.3 (107%)	294.6 (113%)	13.4 (46%)
研究開発		製品等への環境配慮研究など	0 (-%)	30.8 (46%)	759.0 (90%)
合計			273.0 (122%)	3,789.6 (94%)	11,152.9 (97%)

人権・多様性の尊重

新光電気グループにとって社員は最大の財産です。当社は社員の人権および多様性を尊重し、誰もがいきいきと働ける職場づくりを目指しています。当社の目指す誰もがいきいきと働ける職場とは、「さまざまな特性や価値観を持った社員一人ひとりが、その多様性を互いに尊重し合い、その個性をいかし、持てる力を最大限に発揮できる場」、「あらゆる社員が多様な視点から自由闊達に議論することにより、イノベーションを引き起こし、新たな知恵と技術を創造し続ける場」です。性別・年齢・障がいの有無・国籍・価値観等の違いを受け入れ、ともにいきいきと働ける職場づくりを目指しています。そして、いつも「人への温かさ」を考えた経営姿勢で事業を推進し、社員一人ひとりが自らの価値を高め、誇りとやりがいを持って働くことができる企業であり続けます。

人権尊重への取り組み

新光電気グループ共通の価値観を示す SHINKO Way では、行動規範の一番目に「人権を尊重します」と掲げています。これは、「あらゆる企業活動の中で、『人権尊重』の精神を根底に据えて活動する」という企業の姿勢を明示したもので、全グループ社員が、この精神を実際の行動で示していくことを徹底するよう努めています。

SHINKO Way の行動規範を社員の行動ベースにまで詳細化したガイドラインとして、統一的に「GBS」(Global Business Standards) を運用し、人権尊重の考え方についても全世界の新光電気グループで共有しています。

また、「新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針」を定め、雇用における機会均等と人権尊重、差別の排除、強制労働や児童労働の禁止などに取り組んでいます。

◆人権啓発活動の推進

当社では、年間を通して、階層別の人権啓発研修の実施や自治体の開催する人権研修への積極的な参加により、人権啓発活動を推進しています。2015年度は職場においてお互いの人権を尊重し合える職場づくりを目指して、全管理職を対象に職場マネジメント研修を実施しました。

さらに、全社員向けに e-ラーニングおよび職場内教育を実施し、新光電気グループ(国内)社員約4,300名が受講し、100%の受講率となっています。階層別教育では、ディスカッションを中心に、社員一人ひとりが人権について考え、話し合う環境づくりに取り組むなど、人権尊重の意識向上をはかっています。また、人事勤労業務や採用業務に携わる管理職・担当者には個人情報・プライバシーの保護、公正採用に関する教育を実施し、人権侵害に対する注意を促しています。

新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針

新光電気グループ(以下 SHINKO)は、人権の尊重を根底に据えた企業活動を展開するにあたり、それぞれの国や地域におけるさまざまな人権問題に取り組み、人権問題の本質を正しく理解・認識し、差別のない明るい企業づくりに向けて組織的に取り組みます。

1. 雇用における機会均等と人権尊重

SHINKO は、雇用における機会均等に努めます。
SHINKO は、人種、皮膚の色、宗教、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、性的指向、およびその他のビジネス上の正当な利益と関係しない要素に基づく差別を致しません。

2. 雇用における法令遵守

SHINKO は、社員の雇用において、事業活動を行う各国・各地域の適用法令を遵守します。

3. 強制労働、児童労働の禁止

SHINKO は、強制労働をさせません。
SHINKO は、児童労働をさせません。

4. 働きやすい職場環境

SHINKO は、社員の安全と健康に配慮し、働きやすい職場環境づくりに努めます。

◆人権相談窓口の設置

当社では、社員が、人権や企業倫理に反する、あるいは反する疑いがあることや判断に迷うことについて、社内で相談できる窓口として、「企業倫理ヘルプライン（社内／社外相談窓口）」を設置しています。

特に、セクシュアル・ハラスメントなど人権に関する相談については、各工場にも人権相談窓口を設置し、人権侵害にかかわる事態が発生した場合には、その情報を迅速に把握し、適切な対応がとれる体制を整えています。

また、海外拠点における内部通報制度を整備し、全海外拠点において内部通報ラインを導入・運用しています。新光電気グループで働くすべての社員が利用できるよう、利用方法などを記載したカードの配布やポスターの掲示により周知に努めています。

今後も職場において、円滑なコミュニケーションがとれるような体制づくりや指導を行うとともに、問題の早期発見、早期対応のため、人権相談窓口の利用を促進していきます。

活力ある企業風土づくり

さまざまな個性や考え方を持った社員が、その能力を結集することで企業価値を高めることができます。そのために、当社は、社員の多様性を尊重し、社員一人ひとりの日々の働きがい、生きがいをともに高められるよう、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

◆個人の生活と仕事の調和

当社は、企業指針「社員：多様性を尊重し成長を支援します」に基づき、従来よりダイバーシティを尊重する活動を推進しています。仕事と家庭の両立支援についても継続的に取り組んでおり、2007年と2013年の2回にわたり長野労働局より次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」に認定され、次世代認定マーク「くるみん」を取得しています。

2015年7月には、さらに高い水準の取り組みを行った企業が認定される「特例認定（プラチナくるみん認定）企



業」として認定されました。

2015年度は、年次休暇の一斉取得日の導入や所定外労働の制限を強化するなど働き方の柔軟化により、仕事と育児の両立支援をはかりました。

【取り組み実績】

1. 法を上回る、育児休職期間
2. 育児休職が1ヵ月以内の場合の有給とできる仕組み
3. 法を上回る、育児短時間勤務制度・時間外勤務免除制度の対象者範囲
4. 育児を支援する社内制度の利用促進をはかる体制整備
5. 経済的側面からの育児支援
6. 働き方の見直しにつながる環境整備

また、年次有給休暇とは別に、1992年に導入した多目的休暇（積立休暇）については、子の看護、家族の介護を目的とした利用要件をさらに拡大し、より一層、仕事と家庭を両立しやすい環境づくりをはかっています。このようなさまざまな取り組みにより、当社では女性の平均勤続年数が男性を上回っており、全国でも高いレベルとなっています。

今後も育児・介護等の家庭事情を持つ社員が、どのライフステージにおいても活躍できるよう、諸制度の充実および企業風土の醸成に力を入れてまいります。

◆女性の活躍推進に向けた取り組み

当社はこれまで、階層別教育においてダイバーシティ研修を実施し、男女共同参画の社内浸透を推進してまいりました。2015年度は、産前産後休暇や育児休職を取得し復職してきた社員を対象に、復職後のキャリア形成を意識した教育を実施しました。

また、女性活躍推進法の施行（2016年4月1日付）に伴い、2016年3月に事業主行動計画を策定し、「2020年までに女性の管理職数を2倍にする（2015年比）」という目標を掲げました。

今後は「若年層向けのキャリア形成支援セミナーの実施」、「育児休職復職者のキャリア形成支援セミナーの実施」、「女性の活躍推進に向けた管理職の意識向上」に継続的に取り組むことにより、目標の達成を目指します。

労働・安全衛生

新光電気グループは、SHINKO Way の企業指針に基づき、社員が安全・快適に働くことができる職場環境を提供するとともに、社員の安全確保をはかっています。当社においては、全社的な安全衛生・防火防災推進体制を整え、マネジメントシステム型の管理手法を導入・運用し、全社員の安全衛生・防災活動への積極的な参画による、安全衛生・防災水準の継続的な改善をはかっています。また、社員一人ひとりが仕事を通じてその能力や専門性を高め、目標に向かって挑戦し、自己の成長を実現できるよう支援しています。

安全・快適な職場環境づくり

新光電気工業株式会社 全社安全衛生・防火防災基本方針

当社は、社員の安全と健康確保を経営の最重要課題の一つと位置づけ、すべての事業活動において、「安全と心とからだの健康を守る」ことを最優先に取り組み。そして以下の方針に基づき、全社一体となって安全衛生・防火防災活動を積極的に推進し、災害のない安全で快適な職場環境の実現を目指す。

1. 安全衛生・防火防災関連の法令・規則および要求事項を順守した安全衛生・防火防災活動を推進する。
2. 安全に対し感度の高い職場づくりに向けて、社員一人ひとりの安全意識の向上をはかるとともに、安全衛生の基本たる「職場の5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）」活動を強化・推進する。
3. 職場の危険・有害要因を特定・評価し、継続的なリスク低減活動を強化・推進するとともに、残存リスク等の「見える化」を積極的に推進することにより、本質安全化・災害の未然防止をはかる。
4. 社員の疲労・ストレス軽減および生活習慣病予防に向けて、快適な職場環境づくりと健康維持・増進に努める。
5. 「全社防災ガイドライン」を基本とした防火防災体制を確立し、社員に対し、必要かつ十分な教育・訓練を継続的に実施することにより、災害発生時の被害の最小化をはかる。

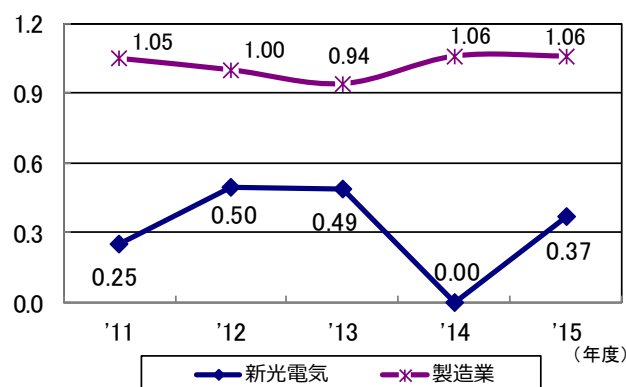
◆社員の安全衛生意識向上への取り組み

製造現場における日常の安全指導のほか、年間計画に基づき年1回の安全衛生に関する全員教育、定期的な緊急時対応訓練等を実施しています。また、全国安全週間（7月）や全国労働衛生週間（10月）等の全国活動にあわせ、安全・衛生標語の募集を行う等、安全衛生活動への全員参加を促しています。このような取り組みを通して、社員全員の安全衛生意識の向上をはかっています。



〔各部門における安全衛生教育〕

【度数率（災害発生率）推移】 （新光電気）



◆製造現場における自立的な安全活動の展開
安全衛生・防火防災マネジメントシステムに基づき、当社では、全社および工場ごとの安全衛生・防火防災目標を設定し、安全・安心・快適な職場環境づくりに取り組んでいます。

特に各製造現場においては、工場内安全パトロールの他、作業員から「リスク抽出表」によるリスク収集を行い、潜在するリスクの洗い出しと評価、危険箇所改善の取り組みを推進しています。

リスク抽出表				年 月 日	
従業員名	氏名	所属			
工程・装置名		場所	種	類	層
作業内容	種類は作業について、具体的に記入した数値の0.0を100とする、0.01は100.0とする等				
リスク内容	リスクを発生するものの種類について、簡単に記入した数値				
リスク発生対策					
					評価者

〔製造現場のリスク収集に用いる「リスク抽出表」〕

◆衛生管理・健康管理・健康増進の取り組み

当社では、社員が安全・快適に働くことができる職場づくりを推進するため、定期的な作業環境測定（騒音・照度・熱中症指標）の他、各工場の産業医、および看護職（保健師もしくは看護師）により、以下の活動を推進しています。

- 法定の一般・特殊健康診断のほか年齢に応じて生活習慣病健康診断を実施し（受診率100%）、異常の早期発見・早期治療に努めています。また、健康診断の結果、有所見者に対しては、産業医や看護職が必要に応じて保健指導を行い、社員の健康管理を行っています。
- 健康診断結果の分析等をふまえ、定期的に「医務室便り」を発行し、健康増進に関する情報提供を行うことで、社員一人ひとりのセルフケア意識の醸成をはかっています。

- 社内の休憩エリアには「健康測定コーナ」を設置し、万歩計・メジャーの貸し出しの他、体組成計・血圧計・スモーカーライザーの設置等、社員が自由に健康測定機器を利用できる環境を整えています。

また、社員食堂では塩分・脂質を抑えた「ヘルシーバランスメニュー」を提供するなど、社員の健康維持・増進に努めています。

◆メンタルヘルスケア

各工場の医務室に相談窓口を置き、産業医や看護職が社員の心のケアにあたっています。

メンタルヘルスに対する意識の向上を目的としたメンタルヘルス教育は、これまで管理職・中堅社員・新入社員など、階層ごとに実施してきましたが、2015年度は、教育の対象を全社員へ広げ、社員のメンタル疾患の未然防止に努めるとともに、セルフケア・ラインケアによる早期発見・早期対応をはかっています。

◆長時間労働削減に向けた取り組み

過度な長時間労働は社員の健康障害を引き起こすリスクの一因となります。当社では、社員の「心とからだの健康」を守るため、毎週水曜日および第二・第四金曜日におけるノー残業デーの実施、時間外労働の上限時間管理の徹底など、恒常的な長時間労働の撲滅に向けた取り組みを強化しています。

2015年度は年次休暇の一斉取得日を設け、休暇取得推進をはかるとともに、労働時間削減に取り組みました。

労使関係

当社では、一般社員は全員新光電気労働組合に加入しており、全社員に占める加入比率は91.0%となっています。組合と締結している労働協約に基づいて、労使の代表者による労働協議会などを定期的に（かつ必要に応じて随時）開催し、経営方針や事業状況などに関する説明や、各種労働条件に関する協議を実施しています。

また、組合の団体交渉権も定め、さまざまな課題の解決に取り組んでいます。その取り組みの一つとして、労働時間や休暇取得等に関する課題について、定期的に労使検討委員会を開催し、情報を共有のうえ、労使一体となった時間外労働の縮減や休暇取得の促進等への取り組みを行っています。

各事業所においては労使で組織する安全衛生委員会を毎月開催し、安全・快適な職場づくりに取り組んでいます。

今後も、「限りなき発展」を目指し、健全な労使関係をもとに、働きやすい職場づくりにともに取り組んでまいります。

人材の育成と活用

当社では学歴や年齢、勤続年数によらず、各人が担う職責とその重さを明確にし、職責に応じた公正かつオープンな報酬体系を土台とした人事制度を導入しています。

また、社員一人ひとりの能力が最大限に発揮できるよう、教育プログラムおよび諸施策の充実をはかり、有用な人材の育成・活用を積極的に推進しています。

◆公正な評価と適正な報酬で報いる人事制度

社員一人ひとりがその能力を最大限発揮し、目標に向かって挑戦し、会社の目標や業績に貢献したとき、その成果を適正に評価し、報いることが、真の意味の公平性につながるものと考えています。

当社では、年功や学歴といった属人的な要素ではなく、担うべき「職責」や仕事の「成果」に基づく処遇の徹底をはかっています。

また、目標管理制度・業務目標面接制度を通じて、よりチャレンジングな目標の達成を目指すとともに、上司と部下とのコミュニケーションをはかり、「部下育成」の機会としています。

◆シニア層人材等の活躍支援

当社は、社員が長年培ってきた知識や技術、技能をいかすため、法整備に先立ち1992年から「定年後再雇用制度」を導入しています。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正された2006年4月以降、60歳の定年以降も勤務を希望し、自己の能力発揮に高い意欲を持つ退職者に対して、活躍の機会を提供することを目的に従来の制度の拡充をはかり、これまで累計241名の社員がこの制度を利用しています。

また、育児・介護等の事情により退職した社員を対象に再度活躍の機会を提供する再雇用制度を設け、有用な人材の確保・活用を推進しています。

◆能力開発支援

当社では、各職場における「OJT（On-the-Job-Training）」を人材育成の基本に位置づけ、「一般教育」および「専門教育」により、「OJT」を補完しています。

なお、2015年度の社員一人あたりの年間平均学習時間は9.2時間です。（ただし、OJTや職場内教育の時間を除きます。）

■一般教育

- ・階層別教育（新入社員・中堅社員・管理職）
- ・外部教育機関等への社外派遣教育
- ・国際化教育（英会話講座の実施、外部派遣等）
- ・自己啓発教育推進 他

■専門教育

- ・部門別・職種別に必要となる専門知識・技能等の習得をはかるための集合教育
- ・OJT（On-the-Job-Training）
- ・統計・品質システム教育
- ・環境教育 他

【一般教育体系】（新光電気）



◆英語学習支援の取り組み

グローバルビジネスを担う人材の育成を目的として、社員の英語学習支援を推進しています。

英語通信教育講座、社内におけるビジネス英会話講座、英語によるビジネススキル講座を実施し、受講料を会社が補助しています。

2015年度は、受講者のレベルやニーズにあわせて、英語通信教育講座、ビジネス英会話講座、英語によるビジネススキル講座を拡充し、個々のスキルアップをはかりました。

今後もグローバルなビジネス能力をさらに強化するプログラムを充実してまいります。



〔社内英会話講座〕

地域社会への貢献

新光電気グループは、企業活動を通じて豊かな社会づくりを担ってまいります。

また、地域活動等の社会貢献活動を通じ、地域に根ざした企業として地域社会との共生をはかります。

長野駅東口からほど近い場所に、市街地のオアシスのように広がっているのが当社「栗田総合センター」です。「栗田総合センター」は当社創業以来の歴史を未来に伝える場所であるとともに、その豊かな自然環境は近隣地域の方々や社員の憩いの場所となっています。

また、その広い緑地園は近隣地区の災害一時避難所としての役割も担っており、地域の皆様とのかわりが深い施設となっています。



〔栗田総合センター：第28回長野市景観賞受賞（2015年8月）〕

地域社会との共生・対話

◆地域に根ざした社会貢献

新光電気グループは、事業活動を通じて地域社会との共生をはかるとともに、創業以来雇用の維持・安定と新たな雇用機会の創出に取り組んでまいりました。今後も地域の皆様から信頼され、必要とされる企業を目指すとともに、事業活動および地域活動を通じて地域社会へ貢献してまいります。

◆自治体等からの表彰

2015年4月に新井工場が妙高市より「市政功労者」として表彰されました。妙高市が10周年を迎えるにあたり、市政発展に貢献してきた実績が表彰の対象となりました。



〔妙高市からの市政功労者表彰状・記念品（新井工場）〕

◆地域行事への参加

毎年8月に開催される長野市の「長野びんずる」と妙高市の「あらい祭り」に社員が参加しています。2015年は、踊り手として総勢143名の社員が参加し、地域の皆様と交流しました。その他、各工場において地元行事に協賛する等の協力を行っています。

◆工場周辺の交通安全推進活動

当社は、全国交通安全運動期間にあわせ、交通安全立哨活動等を全工場で行っています。また、工場周辺の地域住民の皆様の交通や歩行の安全確保のため、道路の通行規制を行うなどの安全対策を行っています。

◆地域の皆様とのコミュニケーション

当社では、地域の皆様の生活に配慮した事業活動を心掛け、お受けしたご意見・ご要望等については、対策のために調査を行い、速やかに対応するよう努めています。また、地域住民の皆様にご理解いただくために、工場見学会を開催しています。当社を知っていただくための大切なコミュニケーションの場となっています。

今後も地域に根ざした企業として、地域社会との共生をはかってまいります。



〔地域の皆様に向けた工場見学（若穂工場）〕

環境保全活動・ボランティア活動

◆工場周辺美化活動

当社は、毎年6月に実施する環境月間を中心に、すべての工場周辺においてゴミ拾いや土手・河川沿いの草刈り、枯れ枝整理等を行っています。

2015年度は、計270名の社員が美化活動に参加しました。

KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (KSM)においても、工場近隣の道路や河川の清掃活動を、毎年行っています。



〔KSMによる工場近隣の清掃活動〕

◆「森林（もり）の里親促進事業」への参加

長野県が推進する「森林（もり）の里親促進事業」を活用し、飯綱町と協働して、霊仙寺湖周辺の町有林の森林整備を進めるため、2014年10月に「森林の里親契約」を締結しました。2015年6月には、山桜とコブシの植栽を行い、11月に下刈りを行いました。

◆「熱帯雨林再生プロジェクト」への参加

SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (SEM)では、世界の三大熱帯雨林の一つであるボルネオ島において、富士通グループで取り組む熱帯雨林再生プロジェクトに積極的に参加しました。この熱帯雨林再生プロジェクトは、多くの生物が生息できる生態系の維持を目指して2002年から継続的に活動を行っています。2015年度は、現地で植林や苗木の生育状況調査を行いました。



〔熱帯雨林再生プロジェクト（ボルネオ島）〕

◆プリペイドカード等の回収・寄付

当社では、使用済みのプリペイドカード・切手等を回収し、植林活動のための基金に寄付をしています。

2005年7月に回収を始めてから、2015年度末までに、約880本の苗木に相当する分を回収・寄付しました。



◆ボランティア活動

2015年度は、妙高市クリーンパートナー（地域美化活動）、日本海海岸清掃活動、長野車いすマラソン等に、当社社員もボランティアとして参加しました。また、当社は上限20日まで休暇を積み立て、取得できる積立休暇制度（公的機関へのボランティア活動を含む特定の目的に利用）を設けています。

青少年育成支援

◆公益財団法人北信奨学財団の運営サポート

公益財団法人北信奨学財団は、当社の創業者・光延丈喜夫元社長が取締役を退任した際の退職金と、保有していた当社の株式を寄付し、これを基金として設立されました。

光延元社長の「ハイテク立県はまず人材育成から」という信念のもと、長野県出身または長野県内にある大学の理工系および医薬系の学生を対象（留学生も含む）として、これまで延べ424名に奨学金の支給を行っています。

当社は北信奨学財団の事務局として、運営に協力しています。

◆工場見学、インターンシップ等の受け入れ

工場見学を通じて、近隣学校等に学習の場を提供しています。2015年度も、更北工場・高丘工場・新井工場で小学生・中学生・高校生・大学生の工場見学を受け入れました。



〔中学生の工場見学（更北工場）〕

また、当社は、次世代を担う学生の「職業観確立・適性発見」の有効な足掛かりになるよう、インターンシップの受け入れを行っています。

2015年度は、更北工場、新光開発センター、高丘工場で学生が実習を行いました。

トピックス

◆熊本地震における被災地への支援活動

2016年4月に発生した熊本地震の被災地復興支援として、当社では日本赤十字社を通じた義援金の寄付を行うとともに、募金活動を実施し、被災地へ寄付しました。

また、被災地に拠点を持つお客様、お取引先への救援物資の送付を実施しました。



〔救援物資の輸送準備〕

技術・ものづくりによるお客様・社会への貢献

新光電気グループは、ものづくりにおいて業界一、世界一の品質を目指し、お客様の期待に応える優れた製品の開発・製造に注力してまいりました。私たちは、発想と行動の原点を常にお客様に置き、お客様の成功に貢献し、ともに成長し、世界中のお客様から信頼されるビジネスパートナーとなることを目指しています。

品質でお客様と社会の信頼を支える

新光電気グループは、ものづくりを通じて社会の発展、人々の豊かな暮らしに貢献するとともに、お客様にご満足いただき、信頼していただける製品をご提供することを目指しています。新光電気グループは、品質を事業活動の根幹に関わる事項としてとらえ、その維持・向上に日々たゆまず取り組みます。私たちは「品質方針」に基づき、「お客様の成功にコミット」できるよう「品質を最優先に考えて作り込む」ことを念頭に、新光電気グループ社員全員がお客様の求める品質とサービスを常に追求してまいります。

品質方針

当社の品質方針は「お客様の成功」にコミットし、「世界最高レベルの商品とサービス」を提供することです。これを達成するために、全社員が次の指針で行動します。

【行動指針】

1. 品質を最優先に考え、これを頑健な工程で作り込む。
2. 目標を定め、品質とサービスの向上のために、たゆまぬ改革・改善を続ける。
3. ゆるぎない品質と安全性で、お客様の期待と信頼に応える。

【品質マネジメントシステム ISO9001・ISO/TS16949 の認証取得状況】

新光電気グループは、早くから品質マネジメントシステムの構築に継続的に取り組み、さらなるお客様の満足度向上に努めています。

2015年7月には、アセンブリ事業部（新井工場、高丘工場）において ISO/TS16949 の認証を取得しました。ISO/TS16949 は、品質マネジメントシステムの国際規格である ISO9001 をベースに自動車業界固有の厳しい要求事項が付加された、自動車業界向けの業界規格です。認証の取得にあたっては、お客様のご要求事項を満たすとともに、継続的な改善や欠陥予防など、高い水準での品質マネジメントが求められます。

<ISO9001>

会社名	製品	認証取得日
新光電気工業株式会社	リードフレーム製品	1994年12月28日
	ガラス端子・静電チャック製品等	1995年6月16日
	アセンブリ製品	1996年3月8日
	PLP事業部 半導体デバイス用基板製品	2003年1月10日
	PLP事業部 半導体用基板製品	2004年3月5日
SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.	リードフレーム製品	2003年12月29日
SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD.	リードフレーム製品	2008年10月5日
KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.	ガラス端子・セラミックサーミア レスタ	1997年6月5日

<ISO/TS16949>

会社名	製品	認証取得日
新光電気工業株式会社	リードフレーム事業部 アセンブリ製品	2012年10月21日 2015年7月16日
	SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.	リードフレーム製品

展示会への出展

お客様や市場のニーズをとらえる機会として、また新製品・新技術を中心に新光電気グループの製品をわかりやすくご説明するため、国内および海外で開催される展示会への出展を行い、お客様の声を今後の製品・技術開発や販売活動等へ反映させています。

◆半導体パッケージング技術展

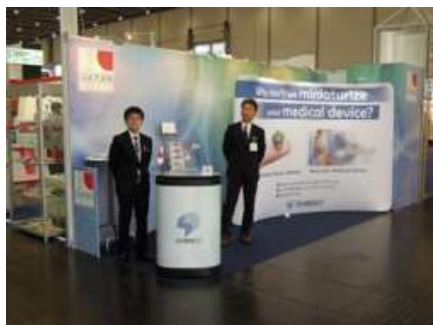
2015年1月に東京ビッグサイトで開催された「第16回半導体パッケージング技術展」では、新光電気グループのパッケージ基板、組立技術、および開発品の展示を行いました。展示ブースには3日間で前年比1.8倍ものお客様にご来場いただきました。また、新光電気グループの展示製品が高い注目を集めるとともに、先端技術について多くの質問が寄せられました。



〔第16回半導体パッケージング技術展〕

◆COMPAMED 2015

同年11月にはドイツ・デュッセルドルフにて開催された「COMPAMED 2015（国際医療機器技術・部品展）」へ出展しました。新光電気グループの実装技術を医療分野向けに応用した製品を紹介し、世界各国からさまざまなお客様に新光電気グループの展示ブースにご来場いただきました。



〔COMPAMED 2015〕

お客様満足度向上の取り組み

お客様や市場のニーズの変化は速く、これらを的確にとらえ、さらに先取りしていくために、私たち自身がお客様の立場に立って、いわばお客様起点でものづくりを行うという姿勢が重要だと考えています。

お客様の窓口となる営業部門が、常にお客様とのコミュニケーションを密にし、エンジニアとの訪問などを通じて、お客様とともに安全、高品質な製品開発を行うため、積極的な技術提案を行っています。

◆お客様満足度調査

お客様の満足度を定期的に調査し、お客様の声を日々の活動に反映させています。お客様の満足度の向上に取り組むことで、国内・海外のお客様から新光電気グループの技術、品質、サービスに高い評価をいただき、数々のお客様表彰の受賞につながっています。

◆営業部門の教育

お客様サポートの窓口である営業部門では、最新の市場動向、製品動向、またコンプライアンス、契約など多岐にわたる教育を定期的に行っています。お客様から信頼を得られる営業担当者の育成を目指しています。

サプライチェーンによる社会的責任の推進

新光電気グループの事業活動は、その付加価値の基となるさまざまな物品、部材、サービスなどを提供していただいているお取引先によって支えられています。当社はお取引先とともにサプライチェーン全体で地球環境保全、法令遵守、人権尊重・労働・安全衛生、製品・サービスの安全性・品質の確保、情報セキュリティの維持・推進、公正取引・企業倫理などに配慮した調達活動を推進しています。

調達基本方針

当社は、お取引先と長期的な信頼関係を構築し、良きパートナーとしてお互いが自己の力をより一層発揮し、ともに繁栄・存続していくことを目指しています。事業活動において必要となる物品、部材、ソフトウェア、サービスなどの調達においては、「調達基本方針」を定め、本方針に沿った調達活動を展開しています。

調達基本方針（抜粋）

1. お取引先との共存共栄
2. 公正な商取引（公正・公明・公平な評価・選定）
3. 法令および社会規範の遵守
4. 地球環境保全

企業の社会的責任に配慮した調達活動

◆調達指針

企業の社会的責任の重要性が広く認識されるなか、自社の事業活動にとどまらず、サプライチェーン全体で企業の社会的責任の推進をはかるためSHINKO Way および「調達基本方針」に基づき、「調達指針」を策定しました。当社では社会的要請に配慮した調達活動を推進するため、当社自ら本指針を遵守するとともに、お取引先の皆様に遵守をお願いしています。

また、当社では、EICC（Electronic Industry Citizenship Coalition）行動規範を尊重し、お取引先の皆様にEICC行動規範の理解と遵守浸透をはかる活動もあわせて推進しています。

調達指針

1. 地球環境保全
 - ・環境負荷の少ない資材調達を推進します。
 - ・含有化学物質管理の徹底を推進します。
2. 法令遵守（コンプライアンス）
 - ・国内、海外の法令および社会規範を遵守します。
3. 人権尊重・労働・安全衛生
 - ・一人ひとりの人権を尊重します。
 - ・不当な差別や人権侵害行為を行いません。また助長、許容しません。
 - ・従業員の安全と健康のため、快適な職場環境を実現します。
 - ・児童労働、強制労働を行いません。
4. 製品・サービスの安全性・品質の確保
 - ・製品・サービスの安全性と品質を確保します。
5. 情報セキュリティの維持・推進
 - ・自社および第三者の情報・情報システムを適切に保護するため、情報セキュリティを維持・推進します。
6. 公正取引・企業倫理
 - (1) 公正な商取引
 - ・公正、透明、自由な競争を尊重し、不公正な手段による商取引を行いません。
 - (2) 秘密情報・個人情報の保護
 - ・自社の秘密情報、第三者の秘密情報、個人情報などを、法令およびルールに基づき、適切に管理します。
 - (3) 知的財産の保護
 - ・知的財産が重要な経営資産であることを理解し、他社の知的財産を尊重するとともに、自社の権利を守ります。
 - (4) 贈収賄等の禁止
 - ・公務員に対する贈賄および業務上の立場を利用した収賄、強要、横領等を行いません。

◆調達指針の共有のために

～「お取引先の皆様へ」～

当社のサプライチェーン全体において「調達指針」の浸透をはかるため、お取引先各社において推進いただきたい事項を「お取引先の皆様へ」として当社資材調達ウェブサイトに掲載するとともに、海外を含むお取引先各社に文書にて調達指針の遵守についてご理解とご協力をお願いしています。

お取引先の皆様へ（抜粋）

1. グリーン調達について
2. 事業継続計画（BCP）について
3. 反社会的勢力の排除について
4. 紛争鉱物問題について
5. 企業の社会的責任について

◆お取引先との対話

当社では、主要なお取引先に「企業の社会的責任に関するアンケート」を毎年実施しています。このアンケートは、各社における「労働」、「安全衛生」、「環境保全」、「倫理」の各分野での EICC 行動規範の遵守状況と管理システムの運用状況についてご回答いただくものです。2015 年度も海外のお取引先も含めアンケートを実施しました。継続的に各お取引先の進捗状況も確認しています。

また、当社工場内において一部工程等を委託するすべてのお取引先にも「企業の社会的責任に関するアンケート」を毎年実施しています。さらにアンケート調査に基づき、作業現場の現地確認（2 回／年）を実施しています。2015 年度もこの現地確認において法令上問題の無いことを確認しています。

今後も、アンケート調査、ヒアリング等によるモニタリング活動をはじめ、お取引先とのさまざまな対話を通じて、サプライチェーン全体における社会的責任の推進に努めます。

【サプライチェーン CSR 推進体系】



紛争鉱物問題への対応

当社では、コンゴ民主共和国および隣接国で産出され、人権侵害、労働問題などと密接に関連し、武装集団の資金源となる鉱物（タンタル、錫、金、タングステン）の調達を回避すべく努めています。

この対応においては、まず対象となるお取引先・購入品を特定し、指定の調査票（Conflict Mineral Reporting Template）を通じて、サプライチェーン上流まで遡った対象鉱物の調達ルートの確認・調査、リスク確認・評価を実施し、その結果に基づき、紛争鉱物調達のリスク回避に向けた取り組みを毎年実行しています。

具体的には、この調査を通じて、対象となるお取引先には、対象鉱物調達ルートの透明性を確保し、かつ武装集団の資金源となる鉱物の調達を回避するために、サプライチェーンの上流に遡り、第三者（監査会社等）に CFS（Conflict-Free Smelter）として認証された製錬業者からの金属／鉱物調達が 100%となるよう継続して要請しています。

事業継続マネジメント

大規模災害など不測の事態においてもお客様が必要とする製品・サービスを安定的に供給するためには、サプライチェーン全体の事業継続マネジメントの強化が不可欠です。

当社では、素材・部材などの主要なお取引先を対象として事業継続マネジメントに関するアンケート調査を、毎年実施しています。

この調査は、各社において不測の事態が発生した場合を想定し、製造拠点や原材料入手の問題点および各々のバックアップ体制の構築状況等を確認するもので、その結果等をふまえて、事業継続計画（BCP）の充実や拠点の分散化等、事業継続マネジメント強化への一層のご協力をお願いしています。

また、当社自らの施策として、主要な素材・部材などについては、調達先の複数購買化を積極的に推進し、調達リスクの低減をはかっています。

グリーン調達活動

当社は富士通グループの一員として、製品開発段階から省エネルギー化を意識した設計、部材の選定を行い、地球環境保全に配慮した、お取引先を含めたサプライチェーン全体にわたるグリーン調達を推進しています。

◆環境マネジメントシステム（EMS）の構築

お取引先において、環境負荷低減活動を継続的に実践していただくため、資材購入のある主要なお取引先に、一定レベル以上のEMS（Environmental Management Systems）構築をお願いしています。

◆製品含有化学物質の管理

当社では、製品含有化学物質の把握と確実な法規制遵守のため、お取引先に含有化学物質管理システム（CMS：Chemical substance Management Systems）の構築をお願いしています。具体的活動として、部材系のお取引先を対象に定期的なCMS監査を実施するなど、サプライチェーンにおける製品含有化学物質の管理を強化しています。

◆お取引先とのCO₂排出量削減の推進

当社は富士通グループにおける活動の一環として、地球温暖化による気候変動問題への対応をはかるべく、お取引先にCO₂排出量削減に向けた積極的な取り組みをお願いしています。

◆お取引先の取り組み状況把握

第7期環境行動計画（2013～2015年度）では、すべての領域のお取引先にCO₂排出量削減の取り組みを拡大することを重点テーマに活動を実施しました。

具体的には、環境調査を実施し、CO₂削減のほか、EMS構築、生物多様性保全、水資源保全に関する取り組み状況を把握しています。

この調査の結果、まだCO₂削減活動に取り組まれているお取引先に対しては、活動の取り組み宣言や目標値を持ったCO₂削減活動の実施をお願いしています。また、取り組みのヒントとなるようなチェックリストを提供し、具体的な活動に結びつけやすいよう支援をしています。

コンプライアンスの徹底

◆調達担当者への周知・徹底

当社では、調達部門の担当者に対し、教育や研修等の機会を設け、SHINKO Way、「調達基本方針」、「調達指針」および、下請法や派遣法等調達業務に関連する法令を周知・徹底しています。これらの活動を通じて、法令遵守（コンプライアンス）の意識向上に継続して努めています。

◆コンプライアンスラインの開設

当社の社員が調達活動に関してコンプライアンス違反行為をした場合、または、その疑念がある場合の通報窓口として「お取引先コンプライアンスライン」を開設しています。

なお、この通報によって、当社が通報者およびそのお取引先に対して不利益な取り扱いをすることを禁止しています。

コーポレート・ガバナンス

経営の透明性を確保し、また、変化に迅速に対応して意思決定が適正かつ速やかになされるべく、コーポレート・ガバナンス体制の充実に努めています。

当社は、監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実をはかるべく、2016年6月28日開催の第81回定時株主総会の決議に基づき、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」へ移行しました。当該移行後は、監査等委員である取締役を含めた取締役会による職務執行の監督ならびに監査等委員会による監査等を基軸とする監査・監督体制としています。また、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制を構築することを目的として執行役員制度を導入しています。

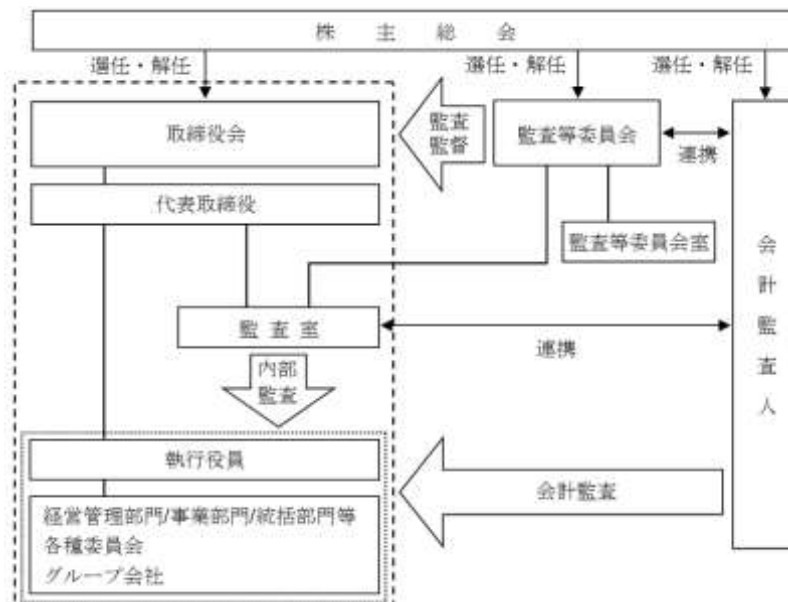
これらの体制のもと、コーポレート・ガバナンスの一層の強化ならびに企業経営の効率化をはかってまいります。

- 取締役会は、基本方針、法令・定款で定められた事項ならびに経営に関する重要事項の決定および執行状況を監督する機関として、定時取締役会を原則

として毎月1回開催し、必要に応じて、随時、臨時取締役会を開催しています。

- 取締役および執行役員をもって構成する執行役員会議を毎月開催し、各部門およびグループ会社の状況報告をはじめとして、経営全般に関する審議、報告を行っています。
- 監査等委員会は、監査方針および監査計画に基づく業務および財産の状況の調査に加え、取締役会をはじめとする重要な会議への各監査等委員の出席や、監査等委員以外の取締役、執行役員および内部監査部門等からの報告などを通じて、取締役等の職務執行を監査します。
- 会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任し、内部監査部門として監査室を設置しています。
- 監査等委員会、会計監査人、監査室は必要に応じて情報交換や意見交換を行うなど、連携・協力し監視機能の有効性を高めることで、経営の透明性とコンプライアンスの強化をはかっています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



コンプライアンス

ステークホルダーの方々から信頼され、社会から必要とされる企業であり続けるためには、何より、私たち社員全員が、日々の行動において常に法令を遵守し、誠実で、適正かつ公正な事業活動を行っていくことが重要です。新光電気グループでは、SHINKO Way「行動規範」に基づき、コンプライアンスの徹底をはかっています。

コンプライアンス推進体制

当社は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制の強化をはかるため、SHINKO Way 推進委員会および SHINKO Way 推進室を設置しています。

SHINKO Way 推進室は SHINKO Way 推進委員会の運営を通し、新光電気グループ社員の行動の原理原則を定めた SHINKO Way の浸透、定着を一層加速させ、新光電気グループへの徹底をはかるべく活動を推進しています。

また、当社の各部門および国内・海外グループ各社においても部門・会社ごとに推進体制を整備の上、グループ全体でコンプライアンスの強化に取り組んでいます。

◆SHINKO Way の周知・徹底

SHINKO Way の浸透・定着に向け、さまざまな教育を実施するとともに、全社員への SHINKO Way の冊子の配付や、啓発用ポスターの社内各所への掲示、また、SHINKO Way の骨子を記載した携帯用カードを作成するなど、社員がいつでもその内容を意識し、確認できるようにしています。

さらに、社員が SHINKO Way の関連資料にいつでもアクセスできるようイントラネット環境を整備しています。また、社員として遵守すべきことを定めた SHINKO Way の行動規範をさらに具体化し、日々の行動におけるガイドとするべく、全世界の富士通グループ共通のコンプライアンス基準である「GBS」(Global Business Standards) を運用しています。

◆関連細則・ガイドラインの整備

より実効性の高いコンプライアンス推進のため、2015年度は、国内においてコンプライアンス規程の整備を行うとともに、規程に基づき部門における責任者の選任を行い、推進体制の強化をはかりました。

海外においては、反トラスト法・競争法遵守をはじめ各種コンプライアンス関連ガイドラインの整備を進めました。

◆コンプライアンス教育

社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、継続的な教育を計画的に実施しています。

2015年度は、公正な取引やカルテル防止、反贈収賄に関する知識の確認を目的とした、集合教育を実施しました。本教育は、国内における全関係者を対象として隔年ベースで実施しているもので、今回は538名が受講しました。今後も、国内・海外におけるさまざまな機会での教育をはじめ、コンプライアンス・プログラムの整備を進め、グループ全体のコンプライアンスの徹底をはかってまいります。



〔コンプライアンス集合教育〕

内部通報制度

社員が業務上において、法令・社内規程・SHINKO Way 行動規範に照らし、判断に迷うようなことがあった場合に、安心して相談できる窓口として、「企業倫理ヘルプライン（社内相談窓口）」を設置しています。

また、社外の相談窓口も設置するなど、相談しやすい環境の整備をはかっています。

海外拠点においても、全拠点の社員が相談できる窓口を社外に整備し、事業所内におけるポスターの掲示等により全社員に周知しています。

なお、これらの窓口への通報・相談を理由に不利益な取り扱いをすることは、一切禁止しています。

【コンプライアンス推進体制】



EICC 行動規範への取り組み

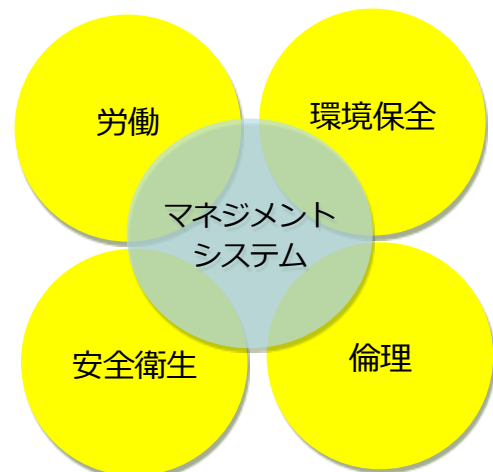
当社では、EICC（Electronic Industry Citizenship Coalition、電子業界CSRアライアンス）が定める行動規範を尊重しており、「労働」、「安全衛生」、「環境保全」、「企業倫理」の4側面で、行動規範が規定する基準への適合性を向上させるため、同規範の「マネジメントシステム」に記載されている管理体制の充実とプロセスの実践に、継続的に努めています。

具体的には、各側面のリスク評価や法規制・顧客要求事項等の遵守状況確認などを行い、その結果もふまえて年間目標および実施計画を策定し、経営トップのマネジメントレビューを経た後に、各種の施策を実施しています。

また、管理体制、法規制等の遵守、基準への適合性および計画の実施等の状況につき監査を行い、必要に応じ是正をはかる体制を整えています。

なお、一年間の活動および監査の結果については、経営トップのレビューを受け、その意見を翌年度の活動に反映させています。

さらに、お取引先にも EICC 行動規範につきご理解いただき、同規範に基づく活動を実施していただくことで、サプライチェーン全体での行動規範の推進にも取り組んでいます。



リスクマネジメント

新光電気グループは、事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、お客様や地域社会をはじめすべてのステークホルダーの皆様に貢献することを目指しています。この目的の達成に影響を及ぼすリスクを適切に把握し、その未然防止および発生時の影響の最小化と再発防止を経営における重要な課題と位置づけています。そのうえで、SHINKO Way に基づくグループ全体のリスク管理体制を構築し、その実践と継続的改善を行ってまいります。

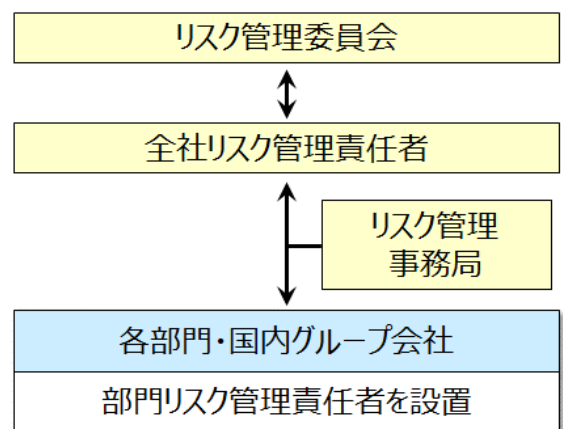
リスクマネジメントの推進

新光電気グループでは、各部門・グループ会社におけるリスクマネジメント推進のため、「リスク管理委員会」を設置しています。当社のリスク管理に関するすべての責任と権限を有する全社リスク管理責任者がその委員長を務め、各部門には部門リスク管理責任者を配置し、相互に連携をはかりながら、潜在リスクの発生予防と顕在化したリスクへの対応の両側面からリスクマネジメントを推進する体制を構築しています。

【リスクマネジメントの考え方】



【リスク管理体制図】



◆事業活動に伴うリスクアセスメント

新光電気グループは、グループに影響を及ぼすリスクを適切に把握し、対応するために、潜在リスク調査を年1回実施しています。潜在リスク調査は、各部門・各グループ会社で、発生可能性のあるリスク（潜在リスク）を抽出・分析・評価したうえで、影響の回避や軽減をはかる対策に努めるとともに、万一リスクが顕在化した場合には迅速に対応するよう努めています。

【事業等のリスク（※）】

1. 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の異常な変動
2. 特定の取引先・製品・技術等への依存
3. 特有の法的規制・取引慣行、重要な訴訟事件等の発生
4. 地震等の災害、事故等の発生、新型インフルエンザ等の感染症の流行等
5. 機密情報、個人情報等の流出

※事業等のリスクに記載した事項は当社グループのすべてのリスクを網羅するものではありません。

事業継続の取り組み

近年、地震や水害などの大規模な自然災害、事故、新型インフルエンザなどの感染症の流行など、経済・社会活動の継続を脅かす不測のリスクが増大しています。

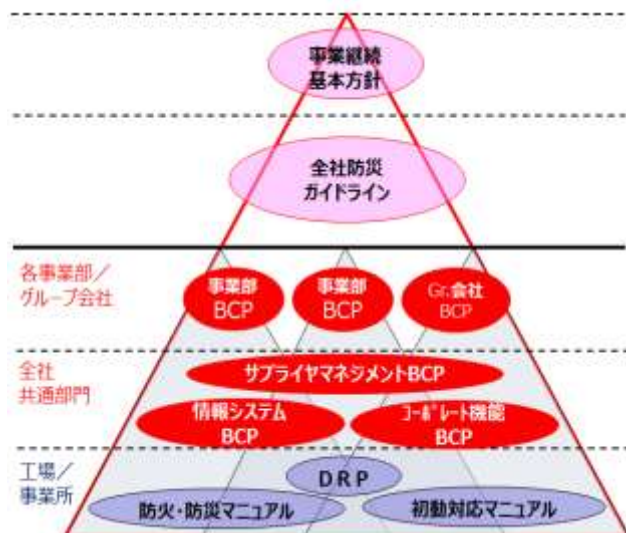
新光電気グループは、災害、事故など不測の事態発生時の対応として、社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とし、公益への貢献に配慮しながら、お客様の重要な業務継続のために必要な活動を実施することとしています。

◆事業継続マネジメント（BCM）

新光電気グループにおいては事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の推進にあたり、全社 BCM の基本方針として「新光電気グループ事業継続基本方針」を制定しています。また、「全社防災ガイドライン」に基づき、各統括・事業部門においても「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を策定し、不測の事態発生時にも、組織の重要な事業を必要な時間内に再開・継続するために必要とされる初動対応を定め、必要な事前対策を進めています。

今後、事業継続計画（BCP）における対策の実施、教育・訓練、評価・改善を行い、現場定着に向けた活動を行ってまいります。

【事業継続マネジメントの推進体制】



新光電気グループの事業継続基本方針

■基本理念

新光電気グループは、様々なリスクに対する対応力・復旧力の向上に継続的に取り組むことにより、自然災害・事故をはじめとする不測の事態発生時においても重要な事業を継続し、企業としての社会的責任を遂行するとともに、お客様の求める高性能・高品質なプロダクト、サービスの安定的な供給を実現します。

【行動指針（平常時）】

- 各事業において、不測の事態発生時にも継続すべき重要業務と目標復旧時間を決定し、それを達成するための対策を計画的に実施します。
- 不測の事態発生時の事業継続および復旧のための手順書を作成し、計画的な訓練を実施します。
- 事業環境の変化や訓練の結果を定期的に評価し、その結果に基づいた対策計画や復旧手順書の見直し・改善を継続的に実施します。

【行動指針（不測の事態発生時）】

- 社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とします。
- 公益への貢献に配慮しながら、お客様の重要な業務継続のために必要な新光電気としての活動を実施します。
- ステークホルダーに対する緊急時コミュニケーションを早期に確立し適切な情報発信に努めます。

全社防災

当社では、予見できない大規模災害に備えた全社防災体制の基本的な考え方を定めた「全社防災ガイドライン」を策定しており、各工場においては、「全社防災ガイドライン」をもとに地域および事業所の特性を考慮した「事業所防火防災マニュアル」、「災害時対応計画（DRP）」を策定し、効果的に初動に対処できる体制の構築を進めています。

◆全社防災訓練の実施

毎年、防災体制の実効性を検証し、対応力を強化するために、さまざまな災害、事故（爆発、漏洩等）を想定した各種対応のシミュレーション、訓練の実施等を行うとともに、自衛消防隊組織等による定期的な訓練、教育を実施しています。



〔防災訓練〕

◆各事業所における防災自主点検の実施

当社では、災害時の人的・物的被害を最小限にとどめるために、各工場における防火防災マニュアル、災害時対応計画（DRP）、防災組織の運用、防災備品・設備の整備状況などについて、定められたチェック項目に従って自主的に点検を行う防災自主点検を実施しています。

情報セキュリティ

近年、ICT の進展により機密情報の漏洩リスクが以前にも増して高まっており、情報セキュリティの徹底は企業における責務となっています。

当社グループにおいては、業務における各種情報の適切な取り扱いを企業活動の基本と位置づけ、「情報管理規程」をはじめとする関連規程類を整備の上、情報取り扱いに関するルールの徹底に努めています。

◆各種情報の取り扱い

■社内情報の取り扱い

業務を遂行するにあたり、当社グループ内にはさまざまな秘密情報が日頃より流通・存在しています。これらの情報へのアクセス、使用、外部への開示等については、定められたルール・手続に従い、適切に取り扱います。

■お客様等第三者の情報の取り扱い

当社グループが、お客様やお取引先等第三者から入手した秘密情報については、お客様等第三者との契約で定められた利用目的や管理方法、期間等の条件を遵守し、守秘義務を果たします。

■個人情報の取り扱い

当社グループが、業務上収集・蓄積した個人情報については、各国の関連法令等に基づき、適切に管理・利用します。

◆情報セキュリティ教育

情報セキュリティに関する重要性理解、ルール徹底および意識向上を目的として、社内において e-learning や階層別教育等による情報セキュリティ教育を実施しています。

今後も継続的に教育・啓蒙を実施することにより、日頃より情報セキュリティを強く意識した行動を心掛けるよう、社員の意識向上をはかってまいります。

CSR 活動マネジメント

2015 年度活動実績および 2016 年度目標

1. 社会・環境

テーマ	中期目標	2015 年度目標	2015 年度実績	達成度	2016 年度目標
環境負荷低減活動	第 7 期環境行動計画に沿った活動展開（～2015 年度まで） ※2016 年度より第 8 期環境行動計画移行に伴い、一部目標変更	<ul style="list-style-type: none"> ●CO₂排出量削減 基準年度比 11.2%増に抑制 ●廃棄物発生量削減 基準年度比 26.9%削減 ●グリーン調達推進 全領域への取り組み拡大、対象企業からの調達比率 100% ●社会貢献活動推進 基準年度比延べ参加時間 20%向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●CO₂排出量削減 9.3%増に抑制 ●廃棄物発生量削減 29.9%削減 ●グリーン調達推進 調達比率 100% ●社会貢献活動推進 延べ参加時間 105.6%向上 	S	<ul style="list-style-type: none"> ●CO₂排出量削減 基準年度比 10.8%増に抑制 ●廃棄物発生量削減 基準年度比 10.6%増に抑制 ●水資源使用量削減 基準年度比 1%分の削減施策積み上げ ●グリーン調達推進 2 次取引先を持つ全 1 次取引先への取り組み推進、対象全取引先への調査実施等
環境・安全リスク低減推進	KY（危険予知）活動推進、パトロール強化により、環境・安全リスク低減をはかる	<ul style="list-style-type: none"> ●KY 活動の推進 ●環境・安全リスク低減活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●メンテナンス作業時における KY 実施（各工場） ●安全総点検年間計画に基づく点検等実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●KY 活動の推進 ●環境・安全リスク低減活動の推進
地域環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ◆工場周辺および地域における美化活動の推進 ◆環境ボランティア活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●工場周辺美化活動の実施 ●使用済みプリペイドカード等の回収・寄付による植林活動への貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ●各工場外周・周辺道路の美化活動実施 ●使用済みプリペイドカード等回収・寄付 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●各工場環境美化活動の実施（規模拡大） ●労使共催による環境ボランティア活動「森林（もり）の里親促進事業」の実施
地域社会との共生・対話	地域行事への参加、工場見学受入れ等による地域社会との交流	<ul style="list-style-type: none"> ●地域行事への協賛・寄付、夏祭りへの参加 ●工場見学の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種地域行事への協賛・寄付、夏祭りへの参加 ●学生・近隣住民等工場見学の受入れ 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●地域行事への協賛・寄付、夏祭りへの参加 ●工場見学の受入れ
社会貢献活動	社会福祉活動支援等の活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ●献血実施依頼への協力 ●学生インターンシップの受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ●各工場にて献血実施 ●学生インターンシップの受入れ実施 	A	（目標とはしないが引き続き活動は継続）

2. 利益と成長／株主・投資家

テーマ	中期目標	2015年度目標	2015年度実績	達成度	2016年度目標
ガバナンス強化による企業価値向上	コーポレートガバナンスコードへの対応を基軸とするコーポレートガバナンス体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●コーポレートガバナンスコードへの対応 ●コード原則へ準拠する取り組みの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●コーポレートガバナンスコードへの対応方針策定、コーポレートガバナンス報告書による開示 ●コード原則に準拠するガバナンス強化施策策定、計画に沿った実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●機関設計の見直し（監査等委員会設置会社への移行） ●コード原則に準拠するガバナンス強化の取り組みについて引き続き推進
株主・投資家とのコミュニケーション充実	建設的な対話を促進するための体制整備、施策検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ●建設的な対話促進における基本方針策定・開示 ●基本方針に基づく推進体制、対話促進施策検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本方針の策定、コーポレートガバナンス報告書による開示 ●基本方針に基づく推進体制強化、具体的対話促進施策の検討 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●社内関連部署による連携体制の強化 ●対話促進施策の継続検討・実施（IRフォーラム、IRウェブサイト充実等）
リスクマネジメント（2016年度新規項目）	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種リスクに対する未然防止策の強化、リスク発生時対応力・復旧力の向上 ◆全社防災体制の強化 ◆事業継続マネジメント（BCM）の推進 	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ●重要リスク把握、事前対策検討・見直し（潜在リスク調査等） ●緊急時対応体制確立、継続的教育・訓練による安全確保 ●建物・設備の安全対策強化 ●社員リスク意識向上、事業継続計画（BCP）定着

3. グローバル

テーマ	中期目標	2015年度目標	2015年度実績	達成度	2016年度目標
能力開発の機会提供・積極的支援	グローバルに活躍できる人材の育成	英語スキル向上に向けた教育の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●社内英会話講座開講（9～4月） ●英語通信教育実施（10～3月） 	A	英語スキル向上に向けた教育の継続的強化（社内英会話講座の充実、自己啓発支援の強化）
海外拠点コンプライアンス体制強化	グローバル・コンプライアンス・プログラム（GCP）推進によるコンプライアンス体制強化、リスク低減	<ul style="list-style-type: none"> ●コンプライアンス意識の啓蒙、教育の実施 ●リスク状況確認、軽減サポート ●チェック機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●コンプライアンス教育実施（米国） ●各種ガイドライン整備（コンプライアンス全般、独禁法等） ●リスク課題への対応 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●GCPに沿った施策の継続実施・強化（ガイドライン整備、教育等） ●リスク状況確認、軽減サポートの継続、強化

4. 社員

テーマ	中期目標	2015年度目標	2015年度実績	達成度	2016年度目標
個人の生活と仕事の調和に配慮した活力ある企業風土づくり	仕事と子育ての両立支援、社員が成長し続けることができる職場環境の提供	次世代育成支援対策推進法に基づく「ブラチナくるみん」認定取得	<ul style="list-style-type: none"> ●「ブラチナくるみん」認定取得（年次有給休暇一斉取得制度導入等） ●育児休職者の復職後キャリア形成支援（復職後研修、在宅講習、情報発信等） ●時間外労働時間の管理強化（一斉退社日周知徹底等） 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の活躍推進に向けた取り組み推進（階層別教育の充実、管理職意識向上） ●多様な働き方への対応（再雇用制度、管理職の意識向上）
公正な評価と適正な報酬	各人が担う職責に応じた報酬体系を土台とした人事制度の適正な運用強化	<ul style="list-style-type: none"> ●人事制度についての理解向上 ●職責に応じた役割についての理解向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●新任管理職向け人事制度・評価者研修の実施 ●階層別教育における人事制度研修の実施 ●ダイバーシティ研修の新規実施 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●人事制度についての理解向上（新任管理職向け研修） ●職責に応じた役割についての理解向上（階層別教育の内容充実）
能力開発の機会提供積極的支援	女性のリーダー、幹部社員輩出に向けた若年層からのキャリア形成支援	女性社員キャリア継続に向けた支援の強化	育児休職から復職した女性社員を対象とした研修の新規実施	A	女性社員のキャリア継続に向けた支援の強化
安全衛生・防火防災活動の推進、災害のない安全・快適な職場環境の実現	<ul style="list-style-type: none"> ◆計画的な設備等の安全対策、自律的な安全衛生活動の強化・推進による安全操業の徹底 ◆快適な職場環境づくりと社員の健康維持・増進 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全衛生・防火防災関連法令・規則、要求事項を遵守した安全衛生・防火防災活動の推進 ●社員の安全意識向上、職場における5S活動の強化・推進 ●危険・有害要因の特定・評価による継続的なリスク低減活動の推進 ●社員の疲労・ストレス軽減、生活習慣病予防の推進 ●緊急時対応体制確立、社員への教育・訓練の継続的実施による安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●労働安全衛生法等改正に伴う対応実施、EICC マネジメントシステムの運用 ●全社安全教育実施（巡回教育、Web教育）、巡回・パトロール実施、交通安全指導実施 ●リスクアセスメントの実施（安全週間、長期連休前等） ●全社員対象メンタルヘルス教育の実施、特定保健指導の実施 ●耐震対策推進（耐震補強、転倒防止）、各種訓練実施（薬液漏洩・ガス発生）、防災備品の点検・整備、総合防火防災訓練の実施（全工場） 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●関連法令等を遵守した安全衛生・防火防災活動の推進（化学物質リスクアセスメント等） ●安全意識向上、5S活動の強化・推進（安全教育等） ●継続的なリスク低減活動の推進 ●社員の疲労・ストレス軽減、生活習慣病予防の推進（ストレスチェック等） <p>（緊急時対応については、上記「2. 利益と成長／株主・投資家」の『リスクマネジメント』に統合）</p>

5. お客様

テーマ	中期目標	2015 年度目標	2015 年度実績	達成度	2016 年度目標
お客様起点の徹底、お客様との信頼関係の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業教育プログラム再構築による関連知識の習得、コミュニケーション能力の開発・育成推進 ◆CS 調査結果に基づくお客様満足度の継続的向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●営業グループ教育プログラムの再構築、教育・育成の重要性周知 ●CS 調査等の資料分析・活用方法の再検討、お客様起点意識の高揚 	<ul style="list-style-type: none"> ●集合教育の見直し（新人向け・海外赴任者向け教育の新規実施、既存教育における内容充実） ●お客様レイティング調査結果について報告方法等見直し、報告頻度増加に伴うフォローアップ体制整備 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●営業グループ教育プログラムの再構築継続、営業スキル向上（営業基礎、海外赴任者向け） ●CS 調査等の分析・活用方法の見直し継続による CS 向上

6. お取引先

テーマ	中期目標	2015 年度目標	2015 年度実績	達成度	2016 年度目標
サプライチェーン全体における CSR 推進	当社調達基本方針・調達指針の周知・徹底・浸透	<ul style="list-style-type: none"> ●国内・海外お取引先への資材方針の周知・徹底 ●主要お取引先を対象とした CSR アンケート実施 ●構内請負全お取引先を対象とした CSR 状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内・海外お取引先に対し認識状況調査（認識率：国内 99.2%、海外 100%） ●EICC 行動規範に準拠した CSR アンケート実施（100%回収） ●CSR アンケートに基づく構内請負実態確認（年 2 回実施） 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●国内・海外お取引先に対する資材方針の周知 ●主要お取引先を対象とした CSR アンケートの実施 ●構内請負全お取引先を対象とした CSR 実態確認
紛争鉱物調査・デューデリジェンスの推進	購入品における紛争鉱物調査の実施、原材料の源流に遡ったデューデリジェンスの推進	EICC テンプレートをを使用した源流調査、デューデリジェンス推進	<ul style="list-style-type: none"> ●関係お取引先を対象とした調査実施 ●調査結果に基づくリスク評価、改善要請、フォローアップ 	A	EICC テンプレートをを使用した源流調査、デューデリジェンス推進の継続
BCP 調査、BCP 構築推進（2016 年度新規項目）	購入品における BCP 調査の実施、BCP 構築の推進	-	-	-	BCP 調査、BCP 構築によるリスク低減

※達成度 S：大幅に目標を上回る実績 A：ほぼ目標通りの実績 B：積極的に取り組んだが目標に届かなかった実績

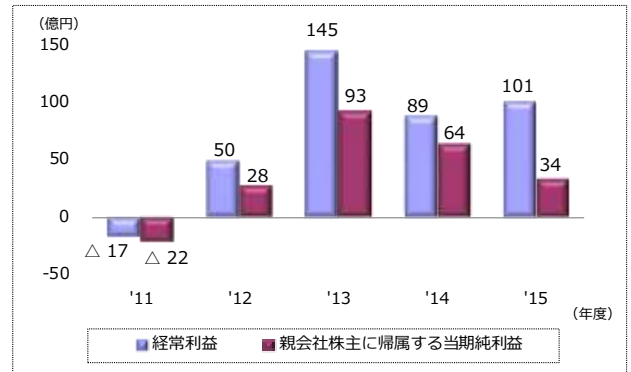
財務・非財務データ

業績・財務情報（連結）

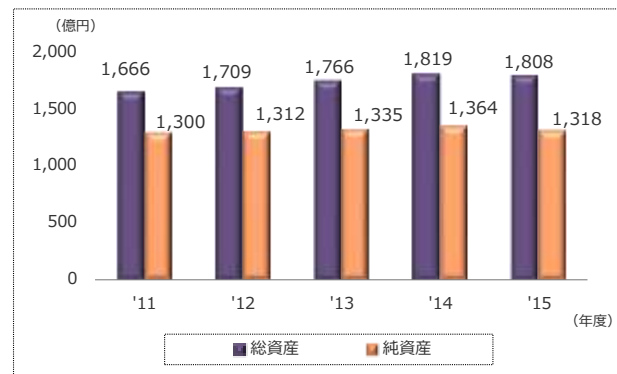
【売上高】



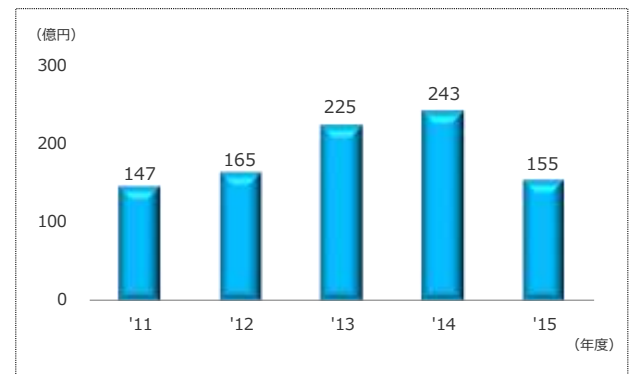
【経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益】



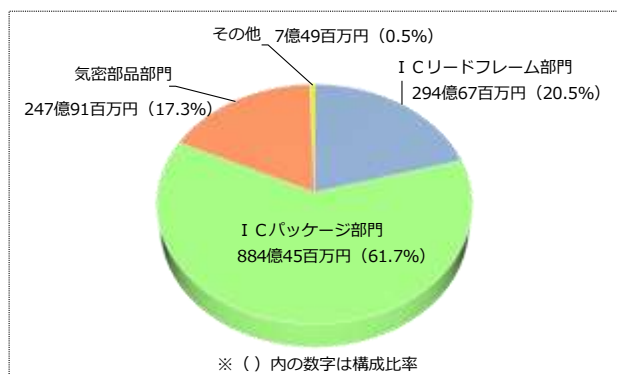
【総資産／純資産】



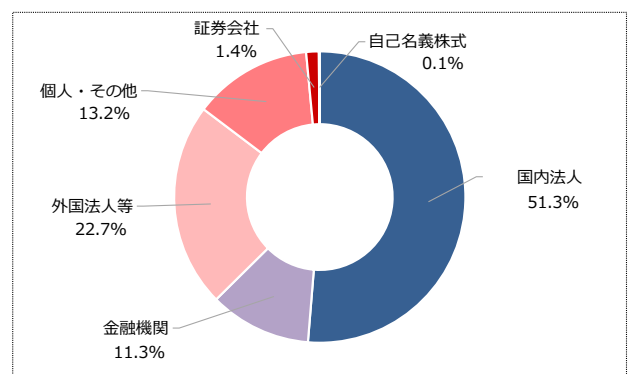
【設備投資】



【部門別売上高構成（2015年度）】



【所有者別株式分布状況（2016年3月末現在）】



◆業績・財務情報について

有価証券報告書をはじめとする所定の報告書のほか、半期毎に業績・財務状況の概要を「報告書」として発行し、これらは当社ウェブサイトにも掲載しています。

当社は、株主・投資家の皆様に企業価値向上の取り組みとその成果をご理解いただけるよう、事業活動の状況や財務情報を適時・適正に開示し、経営の透明性を高めてまいります。

社員関連データ

【社員構成】（新光電気グループ）

		2013年度 (2014年3月期)	2014年度 (2015年3月期)	2015年度 (2016年3月期)
地域別社員数（人）	合計	4,950	4,905	4,880
	日本	86.0%	85.7%	85.1%
	アジア	13.2%	13.5%	14.0%
	米州	0.8%	0.8%	0.9%
雇用形態別社員数（人）	正規	4,950	4,905	4,880
	非正規※	194	216	240

※嘱託社員、契約社員、パートタイマー等を含み、派遣社員は含まれない

【多様性】（新光電気）（障がい者雇用率には、国内グループ会社および非正規含む）

		2013年度 (2014年3月期)	2014年度 (2015年3月期)	2015年度 (2016年3月期)
社員数（人）	合計	4,165	4,117	4,070
平均年齢（歳）		43.3	43.8	44.3
平均勤続年数（年）	全平均	21.2	21.8	22.4
	男性	20.8	21.3	21.9
	女性	22.8	23.6	24.2
男女別社員数（人）	男性	3,264	3,224	3,190
	女性	901	893	880
女性社員比率（%）		21.6%	21.7%	21.6%
女性管理職比率（%）（グループ会社への出向者および非正規含む）		1.4%	1.8%	1.8%
外国人社員数（人）		9	6	6
障がい者雇用率（%）（毎年6月集計）		2.17%	2.26%	2.26%

【雇用】（新光電気）

		2013年度 (2014年3月期)	2014年度 (2015年3月期)	2015年度 (2016年3月期)
採用（人）	合計	26	42	48

【制度利用】（新光電気）

		2013年度 (2014年3月期)	2014年度 (2015年3月期)	2015年度 (2016年3月期)
育児休職 利用者数（人）	合計	19	36	38
	男性	1	1	3
	女性	18	35	35
育児休職後の復職率（%）		100%	100%	100%
育児休職後の定着率（%）※		100%	100%	100%
介護休職 利用者数（人）	合計	1	0	1
	男性	0	0	0
	女性	1	0	1
介護休職後の復職率（%）		100%	-	-
介護休職後の定着率（%）※		67%	50%	-
妻の出産休暇 取得者数（人）		32	30	35

※育児休職後／介護休職後の定着率：復職後12か月の時点で在籍している社員の比率

環境データ

更北工場

□ 大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.02	- ^{※2}	- ^{※2}
硫黄酸化物	Nm ³ /h	4.41	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	130	66	47

□ 水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/l)

項目	下水排除基準	自主基準	実績値	
			最大	平均
水素イオン濃度	5.0~9.0	5.2~8.8	8.6	7.5
BOD	600	540	180	96
浮遊物質量	600	300	44	15.5
n-ヘキサン	5	4.5	<1	<1
銅	3	1	0.08	0.04
亜鉛	2	1	0.16	0.07
溶解性鉄	10	5	0.07	0.04

高丘工場

□ 大気 対象：C棟小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.03	- ^{※2}	- ^{※2}
硫黄酸化物	Nm ³ /h	3.68	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	130	72	41.2

対象：K棟小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.03	<0.005	<0.005
硫黄酸化物	Nm ³ /h	7.40	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	130	22	18.4

□ 水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/l)

項目	国の基準	長野県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
水素イオン濃度	5.8-8.6	5.8-8.6	6.0-8.4	8.0	7.0
BOD	160	30	27	27.0	9.6
浮遊物質量	200	50	25	22.0	11.5
n-ヘキサン	5	5	2	<1	<1
銅	3	2	1	0.30	0.15
亜鉛 ^{※4}	5	3	1.5	0.04	0.02
溶解性鉄	10	10	3	0.11	0.05
溶解性マンガン	10	10	3	0.42	0.13
クロム	2	1	0.5	<0.02	<0.02

※1 大気汚染防止法施行規則附則 (S60.6.6 総令 31) に
より、当面は適用無し

※2 1回/3年の測定管理のため、2015年度は実績無し

※3 ガス燃料のため (硫黄成分の含有無し) 測定していない

※4 国・県の基準値は、2016年12月10日までの暫定基準

若穂工場

□ 大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.02	- ^{※2}	- ^{※2}
硫黄酸化物	Nm ³ /h	5.5	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	135	89	38.2

□ 水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/l)

項目	下水排除基準	自主基準	実績値	
			最大	平均
水素イオン濃度	5.0~9.0	5.2~8.8	7.9	7.6
BOD	600	540	480	356
浮遊物質量	600	200	95	71.7
n-ヘキサン	5	4.5	<1	<1
銅	3	2.7	0.53	0.53
亜鉛	2	1	0.14	0.03
溶解性鉄	10	3	0.04	0.02
溶解性マンガン	10	4	0.55	0.28
クロム	2	0.4	<0.02	<0.02

新井工場

□ 大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.02	- ^{※2}	- ^{※2}
硫黄酸化物	Nm ³ /h	7.1	0.2	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	120	- ^{※2}	- ^{※2}

□ 水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/l)

項目	国の基準	新潟県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
水素イオン濃度	5.8-8.6	5.8-8.6	6.0-8.4	7.7	7.3
BOD	160	25	23	5.0	2.8
浮遊物質量	200	50	32	7.0	3.8
n-ヘキサン	5	5	4	<1	<1
銅	3	2	1	0.07	0.05
亜鉛 ^{※4}	5	5	1	0.03	0.03
溶解性鉄	10	10	5	0.41	0.17
溶解性マンガン	10	10	3	0.58	0.21
クロム	2	2	0.5	<0.02	<0.02

京ヶ瀬工場

□ 大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/Nm ³	(0.1)	0.03	<0.01	<0.01
硫黄酸化物	Nm ³ /h	4.65	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /Nm ³	(150)	130	20	18

□ 水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/l)

項目	国の基準	新潟県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
水素イオン濃度	5.8-8.6	5.8-8.6	6.2-8.2	7.0	6.9
BOD	160	160	80	7.5	4.8
浮遊物質量	200	200	65	4.0	2.5
n-ヘキサン	5	5	2	<1	<1
銅	3	3	1	0.05	0.01
亜鉛 ^{※4}	5	5	1	<0.02	<0.02
溶解性鉄	10	10	3	0.10	0.07
溶解性マンガン	10	10	3	<0.02	<0.02
クロム	2	2	0.5	<0.02	<0.02

事業概要

会社概要

(2016年3月31日現在)

商号	新光電気工業株式会社 (英文社名) SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD.	
所在地	本社 長野県長野市小島田町 80 番地	
代表者	代表取締役社長 清水 満晴	
設立年月日	1946年(昭和21年)9月12日	
主な事業内容	プラスチックラミネートパッケージ (PLP)、テープ BGA、リードフレーム、ガラス端子、静電チャック、サーミアレスタ、マルチチップパッケージ (MCP) などの製造・販売、IC アセンブリ、各種モジュール組立	
資本金	242億2千3百万円	
決算期	3月31日	
上場市場	東京証券取引所 第一部	
従業員	連結 4,880名 単独 4,070名	
工場等	本社・更北工場 (長野県長野市) 若穂工場 (長野県長野市) 高丘工場 (長野県中野市) 新井工場 (新潟県妙高市)	京ヶ瀬工場 (新潟県阿賀野市) 新光開発センター (長野県長野市) 栗田総合センター (長野県長野市) 会津分室 (福島県会津若松市)
営業所等	東京営業所 (東京都渋谷区) 大阪営業所 (大阪府大阪市) 仙台営業所 (宮城県仙台市) 長野営業所 (長野県長野市)	名古屋営業所 (愛知県名古屋市) 大分営業所 (大分県大分市) 福岡営業所 (福岡県福岡市) マニラ駐在員事務所 (フィリピン)
連結子会社	10社 (国内2社、海外8社)	
関連会社	1社 (海外)	



本社・更北工場



若穂工場



高丘工場



新井工場



京ヶ瀬工場

新光電気グループの事業拠点

* 連結子会社

日本

新光電気工業株式会社

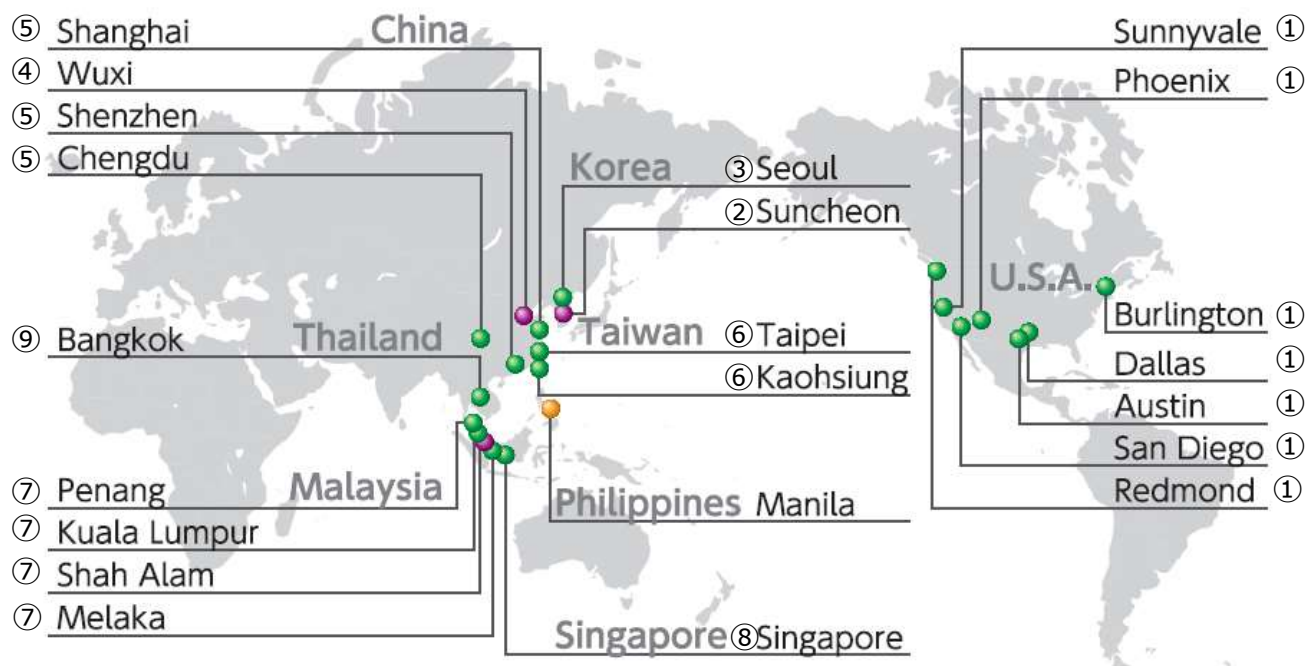
- * 新光パーツ株式会社（長野県長野市）
- * 新光テクノサーブ株式会社（長野県長野市）

北米

- * SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC.（アメリカ合衆国）①

アジア

- * KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.（大韓民国）②
- * KOREA SHINKO TRADING CO., LTD.（大韓民国）③
- * SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD.（中華人民共和国）④
- * SHANGHAI SHINKO TRADING LTD.（中華人民共和国）⑤
- * TAIWAN SHINKO ELECTRONICS CO., LTD.（台湾）⑥
- * SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.（マレーシア）⑦
- * SHINKO ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE. LTD.（シンガポール共和国）⑧
- SHINKO MICROELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD.（タイ王国）⑨



● 営業拠点 ● 駐在員事務所 ● 生産拠点

重要性の評価・重要課題の選定

重要課題の選定にあたり、サステナビリティ情報開示におけるグローバルスタンダードである GRI サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第4版を参照のうえ、抽出した社会的課題の中から、ステークホルダーにおける重要性および自社ビジネスにおける重要性の両側面から重要性の評価を実施しました。

本報告書においては、選定した重要課題に加え、当社グループとしてステークホルダーの方々にお伝えしたい活動内容についても報告しています。

1. サステナビリティ課題（社会的課題）の抽出

内部的要因（企業指針、経営方針等）および外部的要因（主要な国際サステナビリティ関連標準、ステークホルダーからの要請等）に基づき、154項目のサステナビリティ課題（社会的課題）の抽出を実施しました。

- ◆参考にした国際サステナビリティ関連標準
- ① GRI サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第4版
 - ② EICC（電子業界 CSR アライアンス）行動規範
 - ③ ISO26000
 - ④ 国連グローバル・コンパクト

2. 抽出した課題の分類・統合

上記により抽出した154項目のサステナビリティ課題について、7分野71項目に分類、統合、整理を行いました。

3. 重要性評価による重要課題の選定

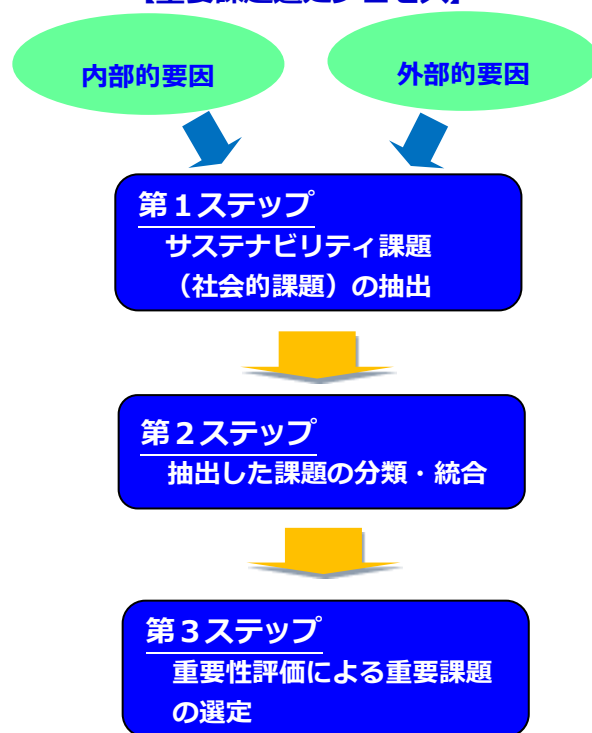
上記7分野71項目の課題について、ステークホルダーにおける重要性と当社グループビジネスにおける重要性の二つの視点より評価を実施しました（マネジメント関連項目は除く）。重要性の評価にあたっては、各課題について下記指標による重要性評価を行いました。評価の結果、6分野22項目を重要課題として選定しました。

なお、選定した重要課題の妥当性については、社内において確認を実施しています。また、今後定期的に課題の見直しをはかってまいります。

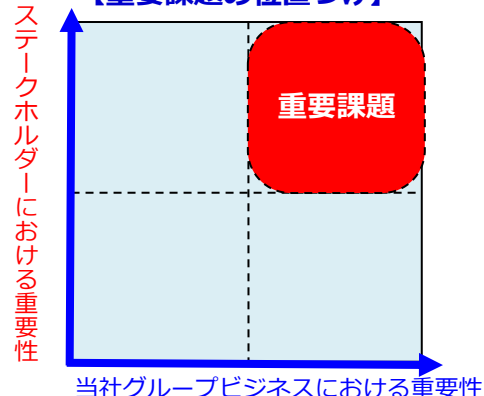
重要性評価における評価指標

ステークホルダーにおける重要性	当社グループビジネスにおける重要性
ステークホルダーへの影響度	企業存続・操業への影響度
ステークホルダーからの意見・関心度	経営理念・経営方針等との関連度
サステナビリティ国際基準における重要度	今後の当社グループのあるべき姿との関連度
業界・同業者による取り組み状況	現在のCSR取り組み状況

【重要課題選定プロセス】



【重要課題の位置づけ】

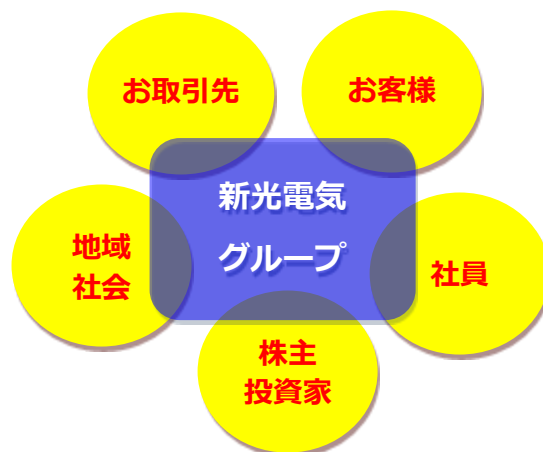


ステークホルダーとのコミュニケーション

新光電気グループにおけるビジネスは、お客様、お取引先、株主・投資家や地域社会の皆様、および社員等、さまざまなステークホルダーの皆様によって支えられています。ステークホルダーの皆様から寄せられる期待に応え、長期的かつ安定的な利益の創出および企業価値の継続的な向上をはかることが、当社グループに求められています。

当社グループにおいては、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを通じて、当社グループに対する期待や要望等を把握するとともに、社会的課題を理解することにより、企業としての社会的責任の遂行、社会の持続的成長への貢献を目指してまいりました。

今後も、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを充実させることにより、信頼関係の向上、社会的課題への取り組みの強化をはかってまいります。



ステークホルダーとの主なコミュニケーション

ステークホルダー	SHINKO Way における企業指針	コミュニケーション (主要なもの)	主な窓口部門
お客様	お客様の成功に貢献し、かけがえのないパートナーとしてともに成長することを目指します	<ul style="list-style-type: none"> ・営業活動による顧客満足度向上 ・CSR・EICC 関連調査対応 ・国内・海外における展示会 等 	営業部門 海外販売会社
お取引先	長期的な信頼関係を構築し、良きパートナーとしてともに繁栄・存続していく、共存共栄の関係を築きます	<ul style="list-style-type: none"> ・調達指針等周知 ・CSR 関連アンケート、監査 ・紛争鉱物調査、訪問 ・お取引先コンプライアンスライン 等 	資材調達部門
株主・投資家	企業価値向上の取り組みや成果を理解いただけるよう、事業活動の状況や財務情報を適時・適正に開示します	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会 ・ウェブサイトによる情報発信 ・電話・メールによる問い合わせ対応 ・ESG 関連調査への情報提供 等 	広報 I R 部門
地域社会	地域活動等の社会貢献活動を通じ、地域に根ざした企業として地域社会との共生をはかります	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の皆様との定期交流会 ・地域行事への参加 ・工場見学会 ・社会貢献活動 等 	総務部門 各工場
社員	多様性の尊重による企業価値の向上を目指すとともに、自己の成長を実現できるよう支援します	<ul style="list-style-type: none"> ・労働協議会 ・労使検討委員会 ・安全衛生委員会 ・企業倫理ヘルプライン ・目標管理・業務目標面接制度 等 	人事部門 総務部門 各工場

編集方針

新光電気グループでは、さまざまなステークホルダーの皆様に、当社グループにおける「環境」「社会」「コーポレート・ガバナンス」を中心とした CSR 活動についてご理解いただくことを目的として、毎年「環境・社会報告書」を発行しています。

「環境・社会報告書 2016」では、1年間の活動状況のご報告に加え、特集ページにおいて、当社創業 70 周年にあたり、これまでの歩みや記念事業についてもご紹介しています。

【参考にしたガイドライン】

- ・ GRI Sustainability Reporting Guidelines 第 4 版
- ・ 環境省 環境報告ガイドライン（2012 年版）
- ・ 環境省 環境会計ガイドライン 2005 年版

【対象期間】

2015 年度（2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日まで）の活動を中心に、一部それ以前の取り組みや、直近の活動報告を含みます。

【報告書の対象組織】

原則として新光電気グループ全体の活動やデータを中心に掲載していますが、グループ全体を把握できていない項目については、個別に対象範囲を記載しています。

なお、新光電気工業株式会社を「当社」、新光電気工業株式会社を含むグループ会社全体を「新光電気グループ」、新光電気工業株式会社を含む国内のグループ会社全体を「新光電気グループ（国内）」と総称しています。

【発行日】

2016 年 9 月

（次回発行予定 2017 年 9 月 前回発行 2015 年 9 月）

お問い合わせ先

新光電気工業株式会社

コーポレートコミュニケーション室 広報 I R 部

〒381-2287 長野県長野市小島田町 80

電話（026）283-6450

環境管理統括部 環境技術部（環境関連事項）

〒381-2287 長野県長野市小島田町 80

電話（026）283-2955

GRIガイドライン対照表

「環境・社会報告書 2016」の作成にあたって、GRI サステナビリティ・レポート・ガイドライン第4版を参照しています。本ガイドラインのオプションとして、「中核 (Core)」オプションを選択しています。

1. 一般標準開示項目

※・※・中核 (Core) オプションの指標

一般標準開示項目			掲載頁	掲載項目
戦略および分析				
G4-1	※	a.組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関して、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	2	トップメッセージ
G4-2		a.主要な影響、リスクと機会	2 39-41 42-45	トップメッセージ リスクマネジメント CSR 活動マネジメント
組織のプロフィール				
G4-3	※	a.組織の名称	49	会社概要
G4-4	※	a.主要なブランド、製品およびサービス	3 49	製品紹介 会社概要
G4-5	※	a.組織の本社の所在地	49	会社概要
G4-6	※	a.組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称	50	新光電気グループの事業拠点
G4-7	※	a.組織の所有形態や法人格の形態	36 46 49	コーポレート・ガバナンス 業績・財務情報 会社概要
G4-8	※	a.参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む）	3 4 50	製品紹介 新光電気グループの事業領域 新光電気グループの事業拠点
G4-9	※	a.組織の規模 ・総従業員数 ・総事業所数 ・純売上高（民間組織について）、純収入（公的組織について） ・株主資本および負債の内訳を示した総資本（民間組織について） ・提供する製品、サービスの量	46 47 49 50	業績・財務情報 社員関連データ 会社概要 新光電気グループの事業拠点
G4-10	※	a.雇用契約別および男女別の総従業員数 b.雇用の種類別、男女別の総正社員数 c.従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力 d.地域別、男女別の総労働力 e.組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者（請負業者の従業員とその派遣労働者を含む）以外の者であるか否か f.雇用者数の著しい変動（例えば観光業や農業における雇用の季節変動）	47	社員関連データ
G4-11	※	a.団体交渉協定の対象となる全従業員の比率	26	労使関係
G4-12	※	a.組織のサプライチェーンの記述	33-35	サプライチェーンによる社会的責任の推進
G4-13	※	a.報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実。例えば、 ・所在地または事業所の変更（施設の開設や閉鎖、拡張を含む） ・株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化（民間組織の場合） ・サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化（選択や終了を含む）	36	コーポレート・ガバナンス
外部のイニシアティブへのコミットメント				
G4-14	※	a.組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方	16 38 39-41	環境リスク対策 EICC 行動規範への取り組み リスクマネジメント

一般標準開示項目		掲載頁	掲載項目
G4-15	※ a.外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したもの	38	EICC 行動規範への取り組み
G4-16	※ a. (企業団体など) 団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにあるもの ・ガバナンス組織において役職を有しているもの ・プロジェクトまたは委員会に参加しているもの ・通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っているもの ・会員資格を戦略的なものとして捉えているもの	-	該当なし
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー			
G4-17	※ a.組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体 b.組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることの有無	49 50 53	会社概要 新光電気グループの事業拠点 編集方針：報告書の対象組織
G4-18	※ a.報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセス b.組織における「報告内容に関する原則」の適用状況	51	重要性の評価・重要課題の選定
G4-19	※ a.報告書の内容を確定するためのプロセスで特定したすべてのマテリアルな側面	54-61	GRI ガイドライン対照表
G4-20	※ a.各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリー	53	編集方針：報告書の対象組織
G4-21	※ a.各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリー	53	編集方針：報告書の対象組織
G4-22	※ a.過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由	-	該当なし
G4-23	※ a.スコープおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更	-	該当なし
ステークホルダー・エンゲージメント			
G4-24	※ a.組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧	52	ステークホルダーとのコミュニケーション
G4-25	※ a.組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準	7-8 52	CSR の基本方針 ステークホルダーとのコミュニケーション
G4-26	※ a.ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法(種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など)、またエンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否かの報告	51 52	重要性の評価・重要課題の選定 ステークホルダーとのコミュニケーション
G4-27	※ a.ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか(報告を行って対応したものを含む)、また主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループの報告	42-45 52	CSR 活動マネジメント ステークホルダーとのコミュニケーション
報告書のプロフィール			
G4-28	※ a.提供情報の報告期間(会計年度、暦年など)	53	編集方針：対象期間
G4-29	※ a.最新の発行済報告書の日付(該当する場合)	53	編集方針：発行日
G4-30	※ a.報告サイクル(年次、隔年など)	53	編集方針
G4-31	※ a.報告書またはその内容に関する質問の窓口	53	お問い合わせ先
GRI 内容索引			
G4-32	※ a.組織が選択した「準拠」のオプション b.選択したオプションの GRI 内容索引 c.報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報告書の参照情報	54-61	GRI ガイドライン対照表
保証			
G4-33	※ a.報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行 b.サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基準 c.組織と保証の提供者の関係 d.最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か	-	該当なし

一般標準開示項目			掲載頁	掲載項目
ガバナンス				
ガバナンスの構造と構成				
G4-34	※	a.組織のガバナンス構造（最高ガバナンス組織の委員会を含む） 経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会があれば特定	36	コーポレート・ガバナンス
G4-35		a.最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会テーマに関して権限委譲を行うプロセス	36	コーポレート・ガバナンス
G4-36		a.組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会テーマの責任者として任命しているか、その地位にある者が最高ガバナンス組織の直属となっているか否か	-	-
G4-37		a.ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会テーマについて協議するプロセス、協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス組織へのフィードバック・プロセスがある場合は、そのプロセスについて	-	-
G4-38		a.最高ガバナンス組織およびその委員会の構成 ・執行権の有無 ・独立性 ・ガバナンス組織における任期 ・構成員の他の重要な役職、コミットメントの数、およびコミットメントの性質 ・ジェンダー ・発言権の低いグループのメンバー ・経済、環境、社会影響に関する能力 ・ステークホルダーの代表	36	コーポレート・ガバナンス 「コーポレートガバナンス報告書」
G4-39		a.最高ガバナンス組織の議長が執行役員を兼ねているか否か（兼ねている場合は、組織の経営における役割と、そのような人事の理由）	-	-
G4-40		a.最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選出プロセス、また最高ガバナンス組織のメンバーの指名や選出で用いられる基準 ・多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか ・独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか ・経済、環境、社会テーマに関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか ・ステークホルダー（株主を含む）が関与しているか、どのように関与しているか		「コーポレートガバナンス報告書」
G4-41		a.最高ガバナンス組織が、利益相反が排除され、マネジメントされていることを確実にするプロセス、ステークホルダーに対して利益相反に関する情報開示を行っているか、また最低限、次の事項を開示しているか ・役員会メンバーの相互就任 ・サプライヤーその他ステークホルダーとの株式の持ち合い ・支配株主の存在 ・関連当事者の情報	36	コーポレート・ガバナンス 「コーポレートガバナンス報告書」
目的、価値、戦略の設定における最高ガバナンス組織の役割				
G4-42		a.経済、環境、社会影響に関わる組織の目的、価値、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標、策定、承認、更新における最高ガバナンス組織と役員の役割	7-8 42-45	CSRの基本方針 CSR活動マネジメント
最高ガバナンス組織の能力およびパフォーマンスの評価				
G4-43		a.経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組織の集会的知見を 発展・強化するために講じた対策	-	-
G4-44		a.最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わる パフォーマンスを評価するためのプロセス、当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度、また当該評価が自己評価であるか否か b.最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わる パフォーマンスの評価に対応して講じた措置、この報告では少なくとも、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を記載	-	-

一般標準開示項目		掲載頁	掲載項目
リスク・マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割			
G4-45	a.経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割、この報告には、デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス組織の役割を含める。 b.ステークホルダーとの協議が、最高ガバナンス組織による経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントをサポートするために活用されているか否か	39-41	リスクマネジメント
G4-46	a.組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に最高ガバナンス組織が負う役割	39-41	リスクマネジメント
G4-47	a.最高ガバナンス組織が実施する経済、環境、社会影響、リスクと機会のレビューを行う頻度	39-41	リスクマネジメント
サステナビリティ報告における最高ガバナンス組織の役割			
G4-48	a.組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな側面が取り上げられていることを確認するための最高位の委員会または役職	-	-
経済、環境、社会パフォーマンスの評価における最高ガバナンス組織の役割			
G4-49	a.最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するためのプロセス	39-41	リスクマネジメント
G4-50	a.最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数、およびその対応と解決のために実施した手段	-	-
報酬とインセンティブ			
G4-51	a.最高ガバナンス組織および役員に対する報酬方針を、次の種類の報酬について報告 ・固定報酬と変動報酬 - パフォーマンス連動報酬 - 株式連動報酬 - 賞与 - 後配株式または権利確定株式 ・契約金、採用時インセンティブの支払い ・契約終了手当 ・クローバック ・退職給付（最高ガバナンス組織、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む） b.報酬方針のパフォーマンス基準が最高ガバナンス組織および役員の経済、環境、社会目的にどのように関係しているか	-	-
G4-52	a.報酬の決定プロセス、報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か、報酬コンサルタントと組織の間にこの他の関係がある場合には、報告	-	-
G4-53	a.報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているか、該当する場合は、報酬方針や提案に関する投票結果	-	-
G4-54	a.組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）に対する比率	-	-
G4-55	a.組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額の増加率、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）の増加率に対する比率	-	-
倫理と誠実性			
G4-56	※ a.組織の価値、理念および行動基準・規範（行動規範、倫理規定など）	7-8 37-38	CSRの基本方針 コンプライアンス
G4-57	a.倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について助言を与えるため組織内外に設けてある制度（電話相談窓口）	22-23 37-38	人権尊重への取り組み コンプライアンス
G4-58	a.非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報のために組織内外に設けてある制度（ライン管理職による上申制度、内部告発制度、ホットラインなど）	22-23 35 37-38	人権尊重への取り組み コンプライアンスの徹底 コンプライアンス

2. 特定標準開示項目

■・・・当社グループにおける重要課題

側面	特定標準開示項目		掲載頁	掲載項目
カテゴリー：経済				
	G4-DMA	a.側面がマテリアルである理由、当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響 b.マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c.マネジメント手法の評価	7-8 36 39 40 42-45 52	CSRの基本方針 コーポレート・ガバナンス リスクマネジメントの推進 事業継続の取り組み CSR活動マネジメント ステークホルダーとのコミュニケーション
■経済パフォーマンス	G4-EC1	創出、分配した直接的経済価値	46	業績・財務情報 「有価証券報告書【経理の状況】」
	G4-EC2	気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会	39	リスクマネジメントの推進
	G4-EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲		「有価証券報告書【経理の状況】」
	G4-EC4	政府から受けた財務援助		
地域での存在感	G4-EC5	重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率（男女別）		
	G4-EC6	重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率		
■間接的な経済影響	G4-EC7	インフラ投資および支援サービスの展開と影響	30	青少年育成支援
	G4-EC8	著しい間接的な経済影響（影響の程度を含む）	4	新光電気グループの事業領域
調達慣行	G4-EC9	重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率		
カテゴリー：環境				
	G4-DMA	a.側面がマテリアルである理由、当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響 b.マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c.マネジメント手法の評価	7-8 9 10-11 12 13 33-34 42-45	CSRの基本方針 環境方針・推進体制 環境マネジメントシステムの維持・改善 第7期環境行動計画と実績 第8期環境行動計画 企業の社会的責任に配慮した調達活動 CSR活動マネジメント
■原材料	G4-EN1	使用原材料の重量または量	19	2015年度の環境負荷
	G4-EN2	使用原材料におけるリサイクル材料の割合		
■エネルギー	G4-EN3	組織内のエネルギー消費量	19	2015年度の環境負荷
	G4-EN4	組織外のエネルギー消費量	19	2015年度の環境負荷
	G4-EN5	エネルギー原単位		
	G4-EN6	エネルギー消費量の削減量		
	G4-EN7	製品およびサービスのエネルギー所要量の削減量		
■水	G4-EN8	水源別の総取水量	19	2015年度の環境負荷
	G4-EN9	取水によって著しい影響を受ける水源		
	G4-EN10	リサイクルおよびリユースした水の総量と比率	15 19	水資源の有効利用 2015年度の環境負荷
生物多様性	G4-EN11	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト		
	G4-EN12	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響		
	G4-EN13	保護または復元されている生息地	29	環境保全活動・ボランティア活動
	G4-EN14	事業の影響を受ける地域に生息する IUCN レッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数、これらを絶滅危険性のレベルで分類		

側面	特定標準開示項目		掲載頁	掲載項目
■大気への排出	G4-EN15	直接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ 1)	14 19	地球温暖化対策 2015 年度の環境負荷
	G4-EN16	間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ 2)	14 19	地球温暖化対策 2015 年度の環境負荷
	G4-EN17	その他の間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ 3)		
	G4-EN18	温室効果ガス (GHG) 排出原単位	14	地球温暖化対策
	G4-EN19	温室効果ガス (GHG) 排出量の削減量	14	地球温暖化対策
	G4-EN20	オゾン層破壊物質 (ODS) の排出量		
	G4-EN21	NO _x 、SO _x 、およびその他の重大な大気排出	15 19	化学物質の外部排出量抑制 2015 年度の環境負荷
■排水および廃棄物	G4-EN22	水質および排出先ごとの総排水量	19	2015 年度の環境負荷
	G4-EN23	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	15 19	廃棄物削減活動 2015 年度の環境負荷
	G4-EN24	重大な漏出の総件数および漏出量	10	環境マネジメントシステムの維持・改善
	G4-EN25	バーゼル条約 2 付属文書 I、II、III、VIII に定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率		
	G4-EN26	組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値		
製品およびサービス	G4-EN27	製品およびサービスによる環境影響緩和の程度	14	原材料削減の取り組み
	G4-EN28	使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率 (区分別)		
コンプライアンス	G4-EN29	環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数	10	環境マネジメントシステムの維持・改善
輸送・移動	G4-EN30	製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響	19	2015 年度の環境負荷
環境全般	G4-EN31	環境保護目的の総支出と総投資 (種類別)	21	環境会計
■サプライヤーの環境評価	G4-EN32	環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率		
	G4-EN33	サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響 (現実的、潜在的なもの) および行った措置	33-34 35	企業の社会的責任に配慮した調達活動 グリーン調達活動
環境に関する苦情処理制度	G4-EN34	環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて申立、対応、解決を行ったものの件数		
カテゴリー：社会				
サブカテゴリー：労働慣行とディーセント・ワーク				
	G4-DMA	a.側面がマテリアルである理由、当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響 b.マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c.マネジメント手法の評価	7-8 24-25 26-27 33-34 42-45	CSR の基本方針 安全・快適な職場環境づくり 人材の育成と活用 企業の社会的責任に配慮した調達活動 CSR 活動マネジメント
■雇用	G4-LA1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率 (年齢、性別、地域による内訳)	47	社員関連データ
	G4-LA2	派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付 (主要事業拠点ごと)		
	G4-LA3	出産・育児休暇後の復職率と定着率 (男女別)	47	社員関連データ
■労使関係	G4-LA4	業務上の変更を実施する場合の最低通知期間 (労働協約で定めているか否かも含む)		
■労働安全衛生	G4-LA5	労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率	26	労使関係
	G4-LA6	傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数 (地域別、男女別)	24-25	安全・快適な職場環境づくり

側面	特定標準開示項目		掲載頁	掲載項目
■労働安全衛生	G4-LA7	業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数		
	G4-LA8	労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ	26	労使関係
■研修および教育	G4-LA9	従業員一人あたりの年間平均研修時間(男女別、従業員区分別)	26	人材の育成と活用
	G4-LA10	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	23 26	活力ある企業風土づくり 人材の育成と活用
	G4-LA11	業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率(男女別、従業員区分別)	26	人材の育成と活用
■多様性と機会均等	G4-LA12	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳(性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別)	47	社員関連データ
男女同一報酬	G4-LA13	女性の基本給と報酬総額の対男性比(従業員区分別、主要事業拠点別)		
■サプライヤーの労働慣行評価	G4-LA14	労働慣行クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率		
	G4-LA15	サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響(現実のもの、潜在的なもの)と実施した措置	33-34	企業の社会的責任に配慮した調達活動
労働慣行に関する苦情処理制度	G4-LA16	労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数		
サブカテゴリー：人権				
	G4-DMA	a.側面がマテリアルである理由、当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響 b.マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c.マネジメント手法の評価	7-8 22-23 33-34 42-45	CSRの基本方針 人権尊重への取り組み 企業の社会的責任に配慮した調達活動 CSR活動マネジメント
投資	G4-HR1	重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率		
	G4-HR2	業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする従業員研修を行った総時間(研修を受けた従業員の比率を含む)	22-23	人権尊重への取り組み
■非差別	G4-HR3	差別事例の総件数と実施した是正措置	22-23	人権尊重への取り組み
■結社の自由と団体交渉	G4-HR4	結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策		
■児童労働	G4-HR5	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策	22-23	人権尊重への取り組み
			33-34	企業の社会的責任に配慮した調達活動
■強制労働	G4-HR6	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策	22-23	人権尊重への取り組み
			33-34	企業の社会的責任に配慮した調達活動
保安慣行	G4-HR7	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率		
先住民の権利	G4-HR8	先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置		
人権評価	G4-HR9	人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率		
■サプライヤーの人権評価	G4-HR10	人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率		
	G4-HR11	サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)、および実施した措置	33-34	企業の社会的責任に配慮した調達活動
■人権に関する苦情処理制度	G4-HR12	人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数		

側面	特定標準開示項目		掲載頁	掲載項目
サブカテゴリー：社会				
	G4-DMA	a.側面がマテリアルである理由、当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響 b.マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c.マネジメント手法の評価	7-8 28-29 33-34 42-45	CSRの基本方針 地域社会との共生・対話 企業の社会的責任に配慮した調達活動 CSR活動マネジメント
■地域コミュニティ	G4-SO1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	28-29 52	地域社会との共生・対話 ステークホルダーとのコミュニケーション
	G4-SO2	地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業	10-11 15	環境マネジメントシステムの維持・改善 化学物質の外部非排出量抑制
腐敗防止	G4-SO3	腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク	39	リスクマネジメントの推進
	G4-SO4	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	37-38	コンプライアンス
	G4-SO5	確定した腐敗事例、および実施した措置		
公共政策	G4-SO6	政治献金の総額（国別、受領者・受益者別）		
反競争的行為	G4-SO7	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果		
コンプライアンス	G4-SO8	法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数		
■サプライヤーの社会への影響評価	G4-SO9	社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率		
	G4-SO10	サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	33-34	企業の社会的責任に配慮した調達活動
社会への影響に関する苦情処理制度	G4-SO11	社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申立、対応、解決を図ったものの件数		
サブカテゴリー：製品責任				
	G4-DMA	a.側面がマテリアルである理由、当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響 b.マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c.マネジメント手法の評価	7-8 31 33-34 42-45	CSRの基本方針 品質でお客様と社会の信頼を支える 企業の社会的責任に配慮した調達活動 CSR活動マネジメント
顧客の安全衛生	G4-PR1	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率	31	品質でお客様と社会の信頼を支える
	G4-PR2	製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）		
製品およびサービスのラベリング	G4-PR3	組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率		
	G4-PR4	製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）		
	G4-PR5	顧客満足度調査の結果	32	お客様満足度向上の取り組み
マーケティング・コミュニケーション	G4-PR6	販売禁止製品、係争中の製品の売上		
	G4-PR7	マーケティング・コミュニケーション（広告、プロモーション、スポンサー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）		
■顧客プライバシー	G4-PR8	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数	41	情報セキュリティ
コンプライアンス	G4-PR9	製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額		

